

Interpretation
of the Futsal Laws
of the Game and
Guidelines for Referees

フットサル競技規則の解釈と 審判員のためのガイドライン

ピッチの表面

試合は、競技会規定に基づき、平らなピッチ面で行われなければならない。

人工芝

FIFA加盟協会の代表チーム、またはクラブチームの国際競技会の試合において、人工芝の使用は認められない。

ピッチのマーキング

ピッチを破線でマークすることは、認められない。

競技者がピッチに許可されていないマークをつけた場合、反スポーツ的行為で警告されなければならない。試合中に主審・第2審判が見つけた場合、アドバンテージが適用できなければプレーを停止し、違反した競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックでプレーを再開するよう命じなければならない（第13条—フリーキックの位置を参照）。

第1条に規定されているラインだけをピッチに描くように努力すべきである。しかし、フットサルは通常その他のスポーツに対応した会場でプレーされるため、フットサル以外のスポーツのためのラインがあっても、競技者や審判員に混乱を招かない限り、認められなければならない。

ペナルティーエリア内の第2ペナルティーマークから5 mのところに、第2ペナルティーマークからのキックを行う間に守備側ゴールキーパーが離れなければならない距離を示すためのライン、またはマークをつけることができない。

ゴール

クロスバーが移動した、または破損した場合、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーは停止される。クロスバーの修復が不可能な場合、試合は中止されなければならない。クロスバーの代わりにロープを使用することは認められない。クロスバーが修復できた場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置からドロップボールによりプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審・第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

安全

競技会規定は、参加者の安全を確保するためピッチの境界線（タッチラインとゴールライン）と観客の前のフェンスとの間の距離について規定する。

ピッチ上の広告

大会規定で禁止していない限り、競技者、または審判員に混乱を与えず、またフットサル競技規則に規定される境界線がはっきり見えるのであれば、ピッチ面上の広告は認められる。

ゴールネット上の広告

大会規定で禁止していない限り、競技者、または審判員に混乱を与えないのであれば、ゴールネット上の広告は認められる。

テクニカルエリア内の広告

大会規定で禁止していない限り、テクニカルエリア内にいる者、第3審判、または主審・第2審判に混乱を与えないのであれば、テクニカルエリア床面上の広告は認められる。

ピッチ周辺の商業的広告

立型の広告は、少なくとも、

- すべての（立型の）広告の設置が禁止されているテクニカルエリアおよび交代ゾーンを除き、タッチラインから1 m（1ヤード）。
- ゴールライン側については、ゴールネットの奥行と同じ長さ。
- ゴールネットからは1 m（1ヤード）離す。

* FIFAは、“テクニカルエリアおよび交代ゾーンにおいて、平面の広告掲載は認められるが、立型の広告については認められない”と解釈するとしている。

追加のボール

試合中に、追加的に使用されるボールはピッチの外に配置することができるが、第2条の条件を満たしており、その使用は主審・第2審判のコントロール下にあるものとする。

試合球以外のボールがピッチに入った場合

ボールがインプレー中、試合球以外のボールがピッチに入り、プレーの邪魔になった場合、主審・第2審判は試合を停止しなければならない。試合は、プレーが停止されたとき、ボールがあつた位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中、試合球以外のボールがピッチに入ったがプレーの邪魔にならなかった場合、主審・第2審判は、できるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。

破裂または欠陥が生じたボール

ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂し、または欠陥が生じ、その後ゴールに入った場合、得点が与えられる。

交代の進め方

- 交代は、タイムアウト中を除き、ボールがインプレー中もしくはアウトオブプレー中にかかわらず、行うことができる。
- 交代して退く競技者は、ピッチの外に出るのに主審、または第2 審判の承認を得る必要はない。
- 主審・第2 審判は、交代要員がピッチに入るのを許可する必要はない。
- 交代要員は、交代によって退く競技者がピッチの外に出てからピッチに入る。
- 交代して退く競技者は、主審・第2 審判の許可を得てすでにピッチの外に出ている場合や第3条、もしくは第4条に規定される理由がある場合を除いて、自分のチームの交代ゾーンからピッチを出る必要がある。
- 例えば交代要員の用具が適切でない場合など、ある状況下では交代が承認されない場合もある。
- 自分のチームの交代ゾーンからピッチに入らず、交代の進め方を完了していない交代要員は、交代の進め方を完了するまで、キックインやコーナーキックなどを行ってプレーを再開することができない。
- 交代されようとした競技者がピッチを出ることを拒んだ場合、交代を認められない。
- ハーフタイムのインターバル中や延長戦の前半、または後半前に交代が行われる場合、交代要員は第3 審判に、第3 審判がいない場合、主審に知らせてから、交代ゾーンを通過してピッチに入ることができる。

ピッチ上の部外者

外的要因

試合開始前に、競技者リストに競技者または交代要員として記載されていない者で、チーム役員でもない者は、外的要因とみなされる。

外的要因がピッチに入った場合、

主審・第2 審判は、プレーを停止しなければならない（ただし、外的要因がプレーに干渉していなかった場合、ただちに停止しない）。

主審・第2 審判は、その外的要因をピッチやその周囲から離れさせなければならない。

- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

チーム役員

チーム役員がピッチに入った場合、

- 主審・第2審判は、プレーを停止しなければならない（ただし、チーム役員がプレーに干渉していなかった場合やアドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない）。
- 主審・第2審判は、そのチーム役員をピッチから離れさせなければならない。また、そのチーム役員の行動が無責任なものであるとき、ピッチやその周辺から離れさせなければならない。
- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

退場した競技者

退場した競技者がピッチに入った場合、

- 主審・第2審判は、プレーを停止しなければならない。ただし、退場した競技者がプレーに干渉していなかった場合やアドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 主審・第2審判は、その退場した競技者をピッチやその周辺から離れさせなければならない。
- 主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ピッチ外の競技者

不適当な用具や衣服を正しくするため、負傷や出血の治療のため、また、衣服に血液が付いているため、もしくはその他の理由で主審・第2審判の承認を得てピッチを離れたのち、主審・第2審判の承認なく競技者がピッチに復帰した場合、主審・第2審判は、次のように対応しなければならない。

- プレーを停止する。ただし、アドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことで、競技者を警告する。
- 必要があれば、競技者にピッチを出よう命じる（例えば、第4条の違反）。

主審・第2審判がプレーを停止した場合、プレーは、次により再開されなければならない。

- その他の違反がなければ、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックで（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 競技者が第12条に違反していたならば、第12条に従って。

主審・第2審判の承認を得てピッチ外にいた競技者が、主審・第2審判、または第3審判の承認なくピッチに復帰し、またさらに警告となる別の違反をした場合、例えば、競技者が主審、第2審判または第3審判の承認なくピッチに入り、無謀な方法で相手競技者をつまずかせた場合、主審・第2審判はその競技者を2つの警告に値する違反を犯したことで退場させる。この違反を過剰な力をもって犯したならば、ただちに退場が命じられる。

主審・第2審判がプレーを停止した場合、第12条に従って再開されなければならない。

競技者が偶発的にピッチの境界線を越えた場合、違反を犯したとはみなされない。競技者がプレーの動きの一部としてピッチから出た場合、違反を犯したとはみなされない。

交代要員

交代要員がピッチに入る際、交代の進め方に違反した場合、または交代要員のチームが1人追加してプレーするようにした場合、主審・第2審判は、副審の援助を受けつつ、次のガイドラインを遵守して対応しなければならない。

- プレーを停止する。ただし、アドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 交代要員のチームが1人の競技者を追加してプレーした場合、または交代の進め方に違反し交代が正しく行われなかった場合、その交代要員を警告する。
- 交代要員が相手チームの得点、または決定的な得点の機会を阻止した場合、その交代要員を退場させる。交代要員が交代の進め方の違反でピッチに入った結果その反則が犯されたものであろうと、交代要員を追加し競技者数を多くしてプレーした結果犯されたものであろうと、交代要員のチームの競技者は減らず。後者の場合、交代要員に退場が命じられるだけでなく、そのチームは、もう一人の競技者もピッチから離れなければならない、競技規則第3条“競技者、交代要員の退場”の項の規定に基づき、新たに競技者を追加できるまで競技者を1人少なくして競技することになる。

- 交代要員が交代の進め方に違反した場合で、その違反後、最初にプレーが停止されるまでにピッチ外に出て行っていなければ、その停止のときに交代の進め方を正しく行うため、交代要員はピッチの外に出なければならない。また、交代要員のチームが1人競技者を追加してプレーしていた場合、テクニカルエリアへ戻るため、その交代要員は、ピッチの外に出て行かなければならない。
- アドバンテージを適用したのち、交代要員のチームがボールを保持したならば、プレーを停止し、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）から相手チームの間接フリーキックで再開する。
- アドバンテージを適用した後、相手チームが違反を犯したため、またはボールがピッチから出たためプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）から交代要員の相手チームの間接フリーキックで再開する。必要に応じて、交代要員の相手チームが犯した違反に対応する懲戒の罰則も与える。
- アドバンテージを適用したのち、交代要員のチームの別の競技者が、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、交代要員のチームを直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、またはペナルティーキックによって罰する。必要があれば、犯された違反に対応する懲戒の罰則も与える。
- 交代要員が交代の進め方に従わなかったが、アドバンテージを適用し、その後、交代要員が直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、交代要員のチームを直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、またはペナルティーキックにより罰する。また、必要あれば、犯された違反に対応する懲戒の罰則も与える。
- アドバンテージを適用したのち、交代要員のチームが1人多くプレーし、この追加的な競技者が直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる違反を犯した場合、この競技者のチームを、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）からの直接フリーキックによって罰する。必要があれば、犯された違反に対応する懲戒の罰則も与える。

試合開始前に、主審・第2審判、または副審に交代を通知することなく、氏名を登録された競技者に代わって氏名を登録された交代要員がピッチに入った場合：

- 主審・第2審判は登録された交代要員を続けて試合に参加することを認める。
- 登録された交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。
- 主審は関係機関にこの事実について報告する。

交代要員がピッチに入る前に退場となる反則を犯した場合、その交代要員のチームの競技者数は減られず、別の交代要員、または反則を犯した交代要員が入れ替わろうとしていた競技者がピッチに入ることができる。

ピッチから出ることが認められる場合

通常の交代に加え、次の状況下においては、競技者は主審・第2審判の承認なくピッチから離れることができる。

- ボールをプレーしようとする、またはドリブルで相手競技者を抜いて有利な位置に入ろうとするなどのプレーの動きの一部としての離脱であり、ただちにピッチへ戻ろうとするとき。しかし、ピッチを出てから復帰する前に、相手チームを騙す目的でゴールの裏を通ることは認められない。それが行われた場合、アドバンテージを適用できなければ、主審・第2審判はプレーを停止する。プレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）から間接フリーキックで再開しなければならない。その競技者は主審・第2審判の承認なくピッチを出たことで警告される。
- 負傷のため、負傷した競技者は、交代で退かない場合、ピッチに復帰するため主審・第2審判、または第3審判から承認を得る必要がある。その競技者が負傷によって出血している場合、その競技者はピッチに復帰する前に止血していなければならない、主審・第2審判、または第3審判から確認されなければならない。
- 交代で退かず、用具を正しくする、または装着し直すため、ピッチ外に出た競技者はピッチに復帰するために主審・第2審判から承認を得る必要がある。主審・第2審判、または第3審判は、その競技者が試合に復帰する前にその競技者の用具を確認しなければならない。

ピッチから出ることが認められない場合

競技者が主審・第2審判の承認なくピッチから離れ、その理由がフットサル競技規則に認められていないものである場合、アドバンテージが適用できないのならば、タイムキーパー、または第3審判は、主審・第2審判に音で知らせる。プレーを停止する必要がある場合、主審・第2審判は違反した競技者のチームを、違反が犯されたときにボールのあった位置（第13条—フリーキックの位置を参照）からの間接フリーキックによって罰する。アドバンテージを適用する場合、次にプレーが停止したときに音で合図しなければならない。その競技者は、意図的に主審・第2審判の承認なくピッチを出たことで警告される。

最少競技者数

どちらかのチームが3人未満の場合、試合を開始することができないとしているが、試合を行う上での競技者と交代要員を含めた最少競技者数については加盟協会の裁量に任せられている。

いずれかのチームが3人未満となった場合、試合を続けることはできない。

1人以上の競技者が意図的にピッチを去って3人未満となった場合、主審・第2審判はあえてプレーをただちに停止する必要はなく、アドバンテージを適用することもできる。このような場合で、プレーを停止したのち、一方のチームが最少競技者数である3人未満の場合、主審・第2審判はプレーを再開させてはならない。

負傷した競技者

負傷した競技者がいた場合、主審・第2審判は、次のガイドラインを遵守しなければならない。

- 主審・第2審判は、競技者の負傷が軽いと判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 主審・第2審判は、競技者が重傷を負っていると判断した場合、プレーを停止する。
- 主審・第2審判は、負傷した競技者に質問をしたのち、競技者の負傷程度を判断し、競技者の安全を確保して迅速にピッチから退出させるため、1名、または最大2名のドクター等のピッチへの入場を認めることができる。
- 担架搬送者は、主審の合図を受けてから、担架をもってピッチに入る。
- 主審・第2審判は、負傷した競技者をピッチから安全かつ迅速に運び出されるよう配慮する。
- 競技者は、ピッチ内での治療が必要なほど負傷が深刻な場合を除き、ピッチ内で治療を受けることができない。
- 負傷により出血している競技者は、ピッチから離れなければならない。主審・第2審判が、止血を十分に確認するまで、その競技者はピッチに復帰することができない（第3審判が止血を確認するが、その競技者が交代で退かない場合、主審・第2審判がその競技者の復帰を認めなければならない）。競技者は、血液のついた衣服を身に付けることは許されない。
- 主審・第2審判がドクター等のピッチへの入場を認めたときは、競技者は担架に乗って、または歩いて、すぐさまピッチから離れなければならない。競技者が拒んだ場合、プレーの再開を遅らせたとして警告されなければならない。その競技者がピッチを離れるまで、プレーは再開されない。
- 負傷した競技者は、交代ゾーン以外の場所を通してピッチから離れることができる。その競技者はピッチのどの境界線からでも出ることができる。
- 負傷した競技者は交代で退くことができるが、交代要員は負傷した競技者がピッチから離れたのちに交代ゾーンを通して入場しなければならない。
- 負傷した競技者が交代で退かない場合、プレーが再開したのちにピッチに復帰することができる。
- 負傷した競技者が交代で退かない場合、ボールがインプレー中、タッチラインからピッチに復帰することができる。ボールがアウトオブプレーのとき、境界線（ゴールラインおよびタッチライン）を通してピッチに入場できる。

- 負傷した競技者が交代で退かない場合、ボールがインプレーかアウトオブプレーにかかわらず、主審・第2審判だけがその競技者のピッチへの復帰を認めることができる。ボールがインプレー中で、その競技者のいる前のスペースでプレーが展開されている場合、ピッチに入ることは認められない。
- 第3審判によって復帰の準備ができていると確認されたならば、主審・第2審判は負傷した競技者に復帰の承認を与えることができる。
- その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷がフットサル競技規則の違反に起因していないのであれば、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止し、プレーを停止したときにボールがあった位置でドロップボールにより再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。
- イエロー、またはレッドカードを提示しようとした負傷した競技者が治療のためピッチを離れなければならないとなった場合、主審・第2審判はその競技者がピッチを離れる前にカードを提示しなければならない。
- 負傷した競技者が治療を受けているとき、その競技者に対してカードを提示することはできない。その競技者が治療を終了した後、プレーが再開される前にカードを提示する。競技者が担架に乗ってピッチから離れなければならない場合、その競技者がピッチを出る前にカードを提示する。
- 第3審判は、主審・第2審判が負傷した競技者と入れ替わる交代要員、または負傷した競技者にピッチへ入場する承認を与えるのを援助する。

この規定の例外は、次の場合にのみ適用される。

- ゴールキーパーが負傷したとき。
- ゴールキーパーとその他の競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- 同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- 重篤な負傷が発生したとき（例えば、舌が気道を塞ぐ、脳や心臓の震盪、脚の骨折、腕の骨折など）。

休憩

主審・第2審判は、競技者が、タイムアウト、または試合の停止中、ピッチが濡れないよう、ピッチの外においてのみ飲水することを認める。液体の入った袋やその他の容器をピッチへ投げ込むことは認められない。

退場となる競技者

- 競技者が2度目の警告となる違反、または即退場になる違反を犯したのちアドバンテージが適用され、退場を命じられる前にその競技者のチームが得点された場合、違反は得点される前に犯されたので、その競技者のチームの競技者数は減らされない。
- ハーフタイムのインターバル中、または延長戦の前半か後半の開始前、競技者が退場となる反則を犯した場合、その競技者のチームは後半、または延長戦の前半か後半を1人少ない競技者で開始する。

基本的な用具

色

- 両チームのゴールキーパーのジャージー（シャツ）が同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。

靴が偶発的に脱げてしまった直後に競技者がボールをプレーし得点をした場合、違反は犯されていないので、得点を認める。

その他の用具

競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的な用具以外の用具を用いることができる。

衣服、または用具はすべて主審・第2審判によって検査され、危険ではないと判断されていなければならない。

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど最新の保護用具は柔らかく、軽いパッドが入ったものでできており危険であるとみなされないので、身につけることができる。

ヘッドカバーを着用する場合、それは：

- 黒または、ジャージーまたはシャツの主たる色と同じでなければならない。（同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする）
- 競技者の用具として、見苦しくない外見であること
- ジャージーまたはシャツと一体となっていてはならない
- 着用している競技者または日の競技者に危険を及ぼすもの（例えば、首の首周りが開閉する構造となっている）であってはならない
- 表面から突き出ている部分（突起物）があってはならない

スポーツめがねは、競技者を傷つけないものであれば、認められる。

衣服や用具が試合の始まるときに検査され危険でないと判断されたが、試合中に危険になった、または危険な方法で使用された場合、その後の使用は認められない。

競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の電子通信システムの使用は、認められない。

装身具

すべての装身具（ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど）は厳しく禁止されており、競技者や交代要員は、試合が始まる前にそれらを外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

主審、第2審判、および副審（第3審判、タイムキーパー）も装身具を身に付けることはできない（タイムキーパーが不在の場合、主審は時計や試合時間を計測する同様の機器を身につけることが認められる）。

競技者の背番号

競技会規定は競技者の背番号について規定しなければならず、通常は1から15が使用され、1番はゴールキーパーのために用意される。

競技会の主催者は、審判員が15より大きい数をシグナルするのは不可能であることを留意しなければならない。

競技者の背番号は背中に見えるように記載されなければならず、ジャージー（シャツ）の主たる色から見分けがつかなければならない。競技会規定は、背番号の大きさ、競技者が身につけるその他の基本的な用具に記載する背番号の大きさ、またそれが必ず守らなければならないかどうかを規定しなければならない。

懲戒の罰則

試合が始まる前に、競技者と交代要員は、認められていない衣服や装身具を確かに身につけていないことを確認されなければならない。第3 審判は、交代要員がピッチに入る前に、さらに目で見て確認する。プレー中に認められていない衣服や装身具を競技者が着用しているのを発見した場合、主審・第2 審判は、

- その競技者に問題となるものを外すよう伝えなければならない。
- 外すことができない、またはそれを拒んだ場合、次に競技が停止されたとき、ピッチから離れるよう命じなければならない。
- 競技者が拒んだ場合やそのものを外すよう言われたにもかかわらず再び身に付けていることが発見された場合、競技者を警告しなければならない。

競技者を警告するためにプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から行われる間接フリーキックが相手チームに与えられなければならない（第13条—フリーキックの位置を参照）。

職権と任務

フットサルはボールを競い合うスポーツであり、競技者同士の身体的接触は自然のもので、試合の一部として受け入れられるべきものであることを、審判員は理解しなければならない。しかし、競技者がフットサルの競技規則およびフェアプレー精神の基本原則を尊重しない場合、主審・第2審判はそれらを確実に遵守するよう適切な措置をとらなければならない。

主審・第2審判は、何らかの不具合により照明が不適当だと判断した場合、試合を一時的に中止しなければならない。不具合が修復できない場合、試合を中止する。

観客から投げられたものが審判員、または競技者、もしくはチーム役員に当たった場合、主審はその出来事の重大さに応じ、試合を続けることもできるし、プレーを一時的に中断、また、試合を中止することもできる。これらのいずれの場合も、主審は関係機関に報告しなければならない。

ハーフタイム、または試合終了後、延長戦やペナルティーマークからのキックが行われている間であっても、懲戒の決定は主審・第2審判の管轄下にあり、主審・第2審判は競技者に警告する、または退場させる権限を持つ。

主審・第2審判のうち一方が何らかの理由で一時的に任務の遂行が不能になった場合、試合は次にボールがアウトオブプレーになるまで、もう一方の審判および副審の監視下で続けることができる。

アドバンテージ

主審・第2審判は、違反、または反則のいずれかが起きたときにアドバンテージを適用することができる。フットサル競技規則は、アドバンテージの適用を禁じていない。例えば、ゴールクリアランスのときに攻撃側の競技者がペナルティーエリア内にいても、ゴールキーパーがすばやくゴールクリアランスを行いたいと思われるならば、アドバンテージの適用が認められる。しかしながら、キックインが正しくないやり方で行われたときは、アドバンテージは認められない。

4秒ルールの違反に対するアドバンテージは、認められない。ただし、ピッチのゴールキーパーの味方半分でボールが既にインプレー中であり、ゴールキーパーがボールをコントロールして4秒ルールに違反した後、ゴールキーパーがボールを失った場合、アドバンテージが認められる。その他の、フリーキック、キックイン、ゴールクリアランス、コーナーキックのときはアドバンテージを適用することはできない。

主審・第2審判は、アドバンテージを適用するのかプレーを停止するのか判断するうえで、次の状況を考慮する。

- 反則の重大さ。違反が退場に値する場合、違反直後に得点の機会がない限り、主審・第2審判はプレーを停止し、競技者を退場させなければならない。
- 反則が犯された場所。相手競技者のゴールに近ければ近いほど、アドバンテージはより効果的になる。
- 相手競技者のゴールに向かって、素早く、また大きなチャンスとなる攻撃ができる機会にあるか。
- 違反直後に得点の機会がない限り、犯された違反がチームの6つ目またはそれ以上の累積ファウルであってはならない。
- 試合の状況

そのもととなった反則を罰するのは、アドバンテージ適用後の数秒内に行われなければならない。しかし、アドバンテージのシグナルが事前に出されていなかった場合、またはプレーが次の展開に移ってしまっていた場合、戻ってそのもととなった反則を罰することはできない。

警告に値する反則の場合、次のプレーの停止時に警告しなければならない。しかしながら、明白なアドバンテージでない限り、主審・第2審判はプレーを停止し、ただちに競技者を警告する。次の停止時に警告がなされなければ、その後に警告することはできない。

間接フリーキックでプレーを再開する必要がある違反の場合、この違反が報復につながらず、また反則を犯したチームの相手チームにとって不利にならないのであれば、主審・第2審判は、プレーが滞りなく続くようアドバンテージを適用しなければならない。

2つ以上の反則が同時に起きたとき

- 同じチームの2人、またはそれ以上の人数の競技者が反則を犯した場合、
 - ― 主審・第2審判は同時に犯された2つ以上の反則の最も重いものを罰しなければならない。
 - ― プレーは、最も重い反則に応じて再開されなければならない。
 - ― 上記2項に加え、主審・第2審判は、犯された違反の重さに応じ、懲戒の罰則を与えないか、または警告、もしくは退場を命じるかの対応を行う。
 - ― 直接フリーキックで罰せられる反則が犯された場合、主審・第2審判は、対応する累積ファウルを記録するよう命じなければならない。
- 異なったチームの競技者が反則を犯した場合、
 - ― アドバンテージを適用できない場合、主審・第2審判はプレーを停止し、停止したときにボールがあった位置でドロップボールによりプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。
 - ― 上記にかかわらず、主審・第2審判は、犯された違反に対応して競技者を警告するか退場させる、または懲戒のための措置をとらないものとする。
 - ― 直接フリーキックで罰せられる違反が犯された場合、主審・第2審判は対応する累積ファウルを記録するよう命じなければならない。

外部からの妨害

観客が笛を吹き、これによって競技者が手、または腕でボールを拾うなど、プレーを妨害すると主審・第2審判が判断した場合、プレーを停止する。プレーを停止した場合、プレーは、停止されたときにボールがあった位置からドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中の4秒のカウント

ボールがインプレー中にピッチの味方半分でチームのゴールキーパーがボールを保持するたびに、主審、第2審判のいずれかは4秒のカウントを行っていることを明確に示さなければならない。

プレーの再開

主審・第2審判は、プレーを素早く再開できるようにさせる。一時的な停止（キックイン、ゴールクリアランス、コーナーキック、フリーキック）後、戦術的な理由でプレーを素早く再開しないことを許してはならない。このような状況でも4秒のカウントが開始する。あえて笛を用いる必要はない。4秒のカウントが行えない再開（キックオフ、またはペナルティーキック）の場合、再開を遅らせた競技者は警告される。プレーの再開と展開が早く行われるようピッチの外に人員を配置しボールを持たせてもよい。

ボールがインプレー中のポジショニング

推奨されるポジショニング

- 主審と第2審判でプレーを挟む。
- 主審と第2審判は、対角線式審判法を広く用いる。
- 主審と第2審判は、タッチラインの外側に位置することによって、プレーともう一方の審判を容易に視野に入れることができる。
- プレーにより近い主審・第2審判は、もう一方の審判の視野に入るようにする。
- 主審または第2審判は、プレーに干渉することなく、十分にプレーに近づく。
- 主審または第2審判のいずれかは、プレーのより良い視野確保のためだけにピッチに入る。
- “監視しなければならないもの”は、常にボールの周辺にあるわけではない。主審・第2審判は次のことにも留意する。

―挑戦的な競技者がボールとは関係ない場所に対立を引き起こすこと

―プレーが進行しているペナルティーエリア内での反則の可能性

―ボールがプレーされた後の反則

試合中の一般的な位置取り

主審または第2審判のいずれかは後方から2人目の守備側競技者のラインにつくが、ボールが後方から2人目の守備側競技者よりゴールラインに近い場合はボールのところにつかなければならない。主審・第2審判は、つねにピッチに面しなければならない。

ゴールキーパーがボールを放す

主審、第2審判のいずれかが、(ピッチの外で、ゴールラインと平行な)ペナルティーエリアラインの延長上に位置し、ゴールキーパーがボールを保持している秒数をカウントすると同時に、ゴールキーパーがペナルティーエリア外でボールを手、または腕で触れるかどうか監視しなければならない。

ゴールキーパーがボールを放したならば、主審・第2審判は試合をコントロールするために適切なポジショニングをとらなければならない。

得点か得点でないかの状況

得点があり、その決定に疑問がないときであっても、主審と第2審判は目で確認し合わなければならない。主審と第2審判のうちタイムキーパーの机により近い方の審判は、タイムキーパーと第3審判のところへ行き、得点した競技者の背番号を所定のシグナルによって知らせなければならない。

得点があったが、ボールが依然インプレーのように見えるとき、主審と第2審判のうちより近い方の審判は笛を吹いてもう一方の審判の注意をひかなければならない。その後、タイムキーパーの机により近い方の審判は、タイムキーパーと第3審判のところへ行き、得点した競技者の背番号を所定のシグナルによって知らせなければならない。

ボールがアウトオブプレーのときのポジショニング

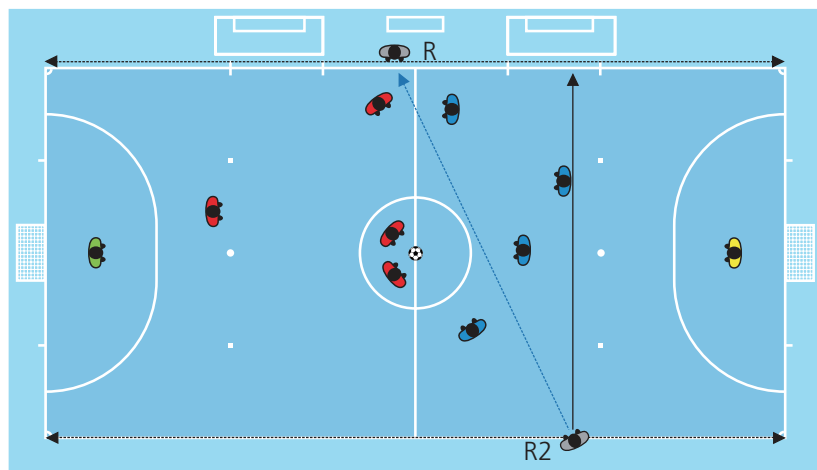
最良のポジションをとることにより、正しい判定を下すことができる。いくつかのポジショニングを奨めているが、ポジションは、プレーの展開のみならず、チームや競技者、そこに至るまでに起こったことなどの情報により修正していかなければならない。

次図に指示するポジションは、基本的なものであり、主審・第2審判に推奨しているものもあれば、義務づけられているものもある。“ゾーン”とは、それぞれのポジショニングにより、効果を最大限に引き出せるとして、すすめられているエリアである。これらのゾーンは状況により、広くなったり狭くなったり、また異なった形状となる。

1. キックオフのときのポジショニング（必須）

プレーを開始するとき、主審は交代ゾーンがある側のタッチラインのところにいて、ハーフウェイラインについて、キックオフが規定の進め方に従って行われるか確認しなければならない。

第2審判はキックオフを行わない方のチームの、後方から2人目の守備側競技者のラインにつかなければならない。



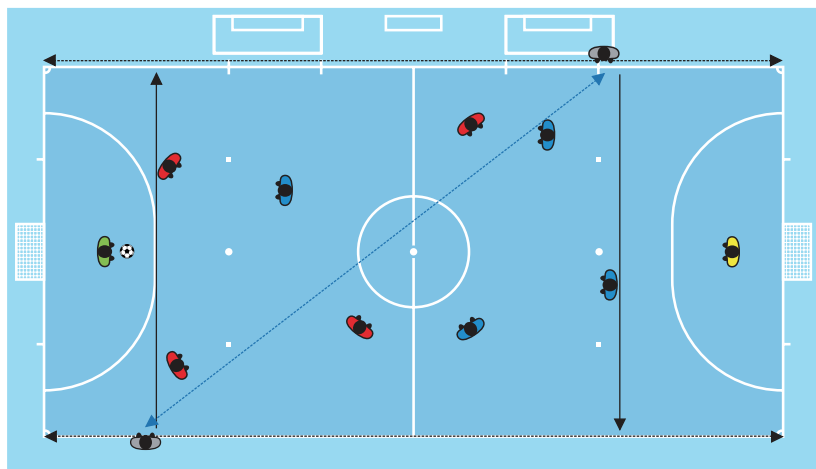
2. ゴールクリアランスのときのポジショニング

1. 主審・第2審判のいずれかが、まずボールがペナルティーエリア内にあるかどうか確認しなければならない。

- ボールが正しくエリア内にあり、ゴールクリアランスを行う準備ができているにもかかわらずゴールキーパーが戦術的理由からボールを手で拾うのを遅らせていると主審・第2審判が判断したのならば、4秒のカウントを開始することができる。

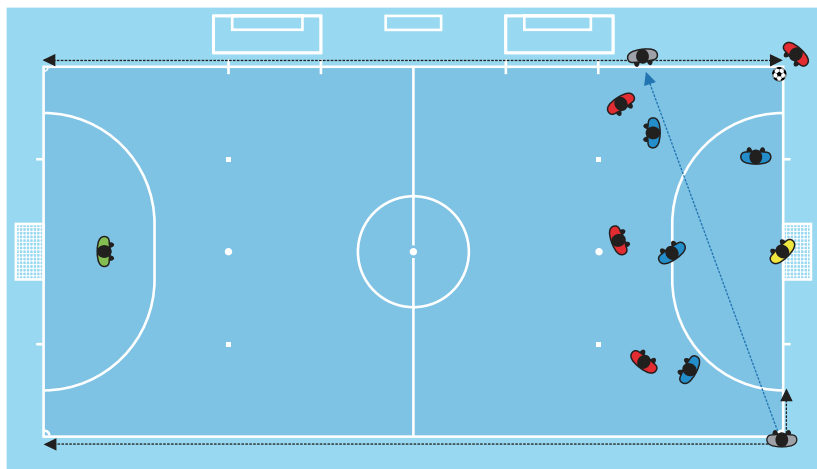
2. ボールがペナルティーエリア内にある場合、主審、第2審判のいずれかが、(ピッチの外で、ゴールラインと平行な) ペナルティーエリアラインの延長上に位置し、ボールがペナルティーエリアから出る(ボールがインプレーとなる)ことや攻撃側競技者がエリア内にいないことを確認しなければならない。ペナルティーエリアの端のライン上に位置取る前であろうと4秒のカウントは行う。

3. その後、主審・第2審判のうちゴールクリアランスを監視した審判は、試合をコントロールするための適切な位置取りをしなければならない。試合のコントロールはどんなときでも非常に重要なことである。

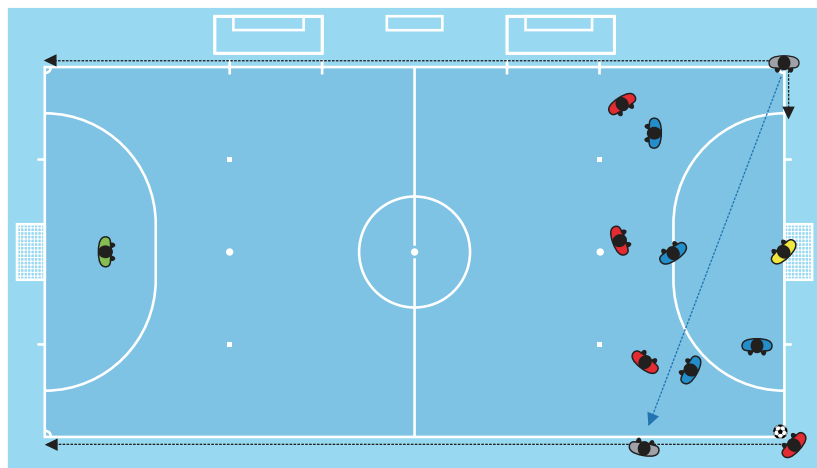


3. コーナーキックのときのポジショニング（必須）（1）

コーナーキックを行う間、主審と第2審判のうち、コーナーキックを行う場所により近い方の審判は、コーナーアークから約5 m離れたタッチライン上に位置する。この位置から、ボールがコーナーアーク内に正しく置かれていることや、守備側競技者がコーナーアークから5 m離れていることを確認しなければならない。コーナーキックを行う場所からより離れている方の審判は、ゴールラインの延長上でコーナーアークの後方に位置する。この位置から、ボールや競技者の行動を監視する。

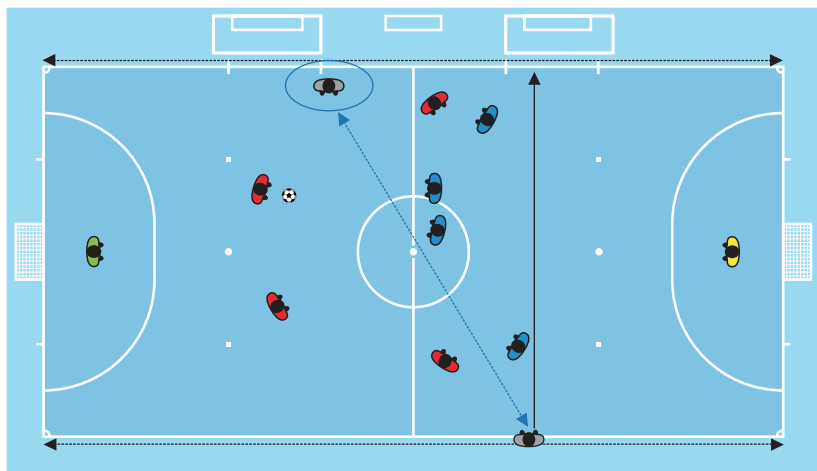


4. コーナーキックのときのポジショニング（必須）（2）

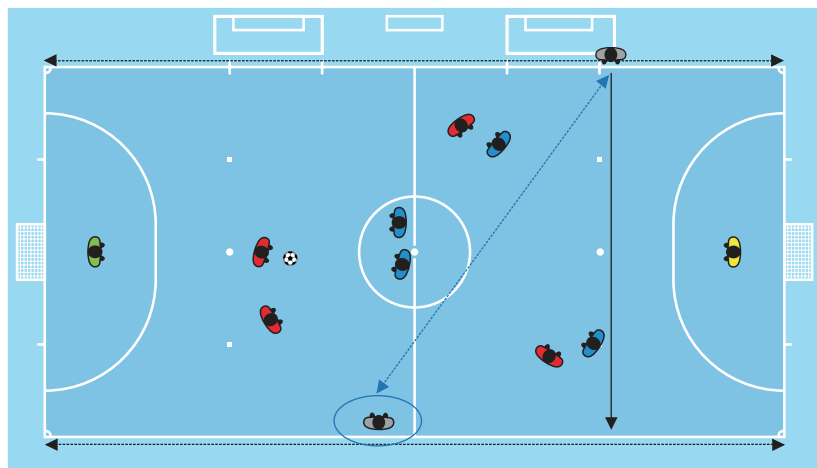


5. フリーキックのときのポジショニング（1）

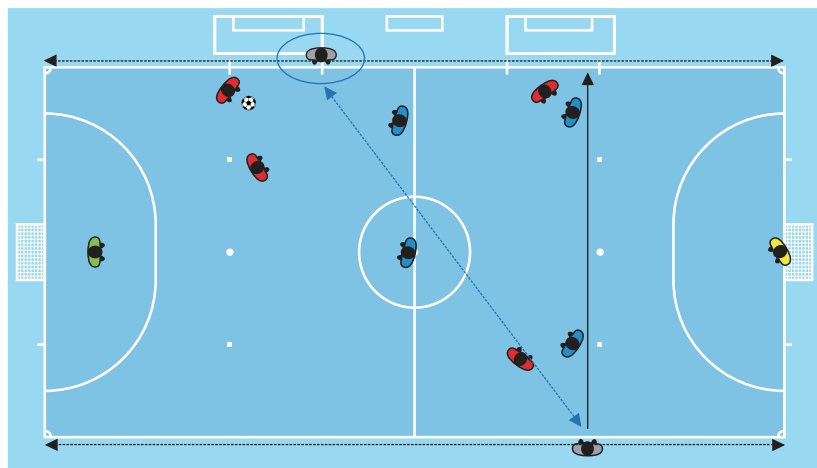
フリーキックを行う間、主審と第2審判のうちより近い方の審判は、フリーキックを行う場所の延長線上に位置し、ボールが正しく置かれているか確認し、フリーキックを行う間に競技者が侵入しないよう監視する。キックを行う場所からより離れている方の審判は、後方から2人目の相手競技者のライン、またはゴールライン上に位置しなければならない。後方から2人目の相手競技者のライン、またはゴールライン上に位置することはどんな場合でも非常に重要なことである。主審と第2審判は、直接フリーキックがゴールに向かって行われ、2人ともゴールライン上にいない場合、ボールの軌道を追ってタッチライン沿いをコーナーアークに向かって走れるよう準備しておかなければならない。



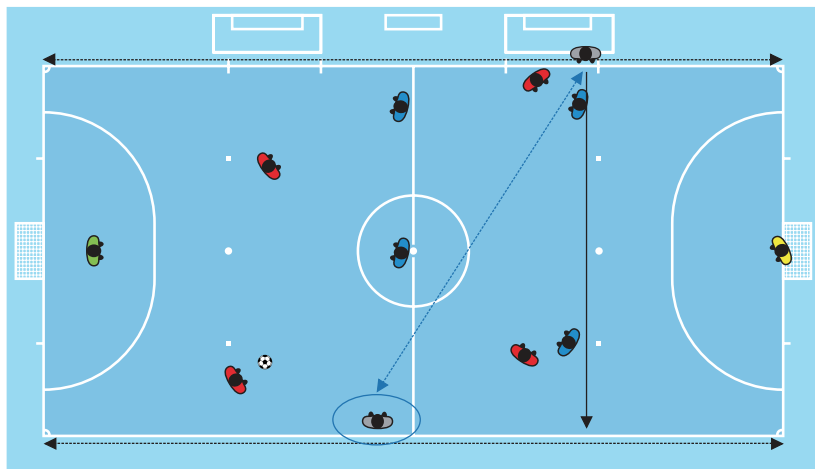
6. フリーキックのときのポジショニング (2)



7. フリーキックのときのポジショニング (3)

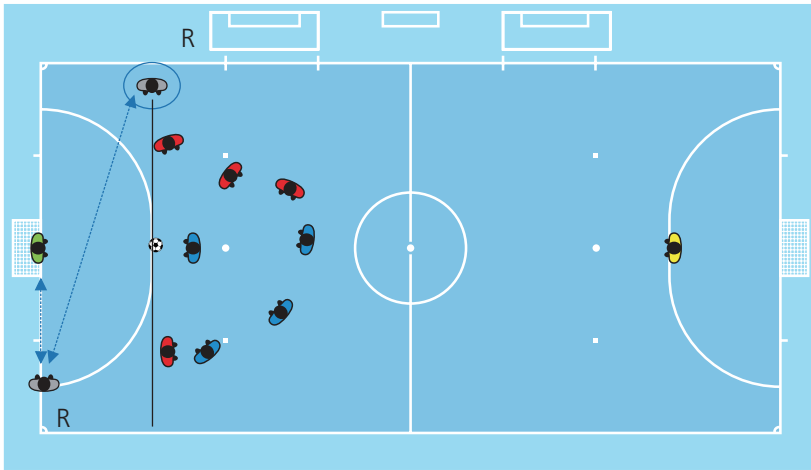


8. フリーキックのときのポジショニング (4)



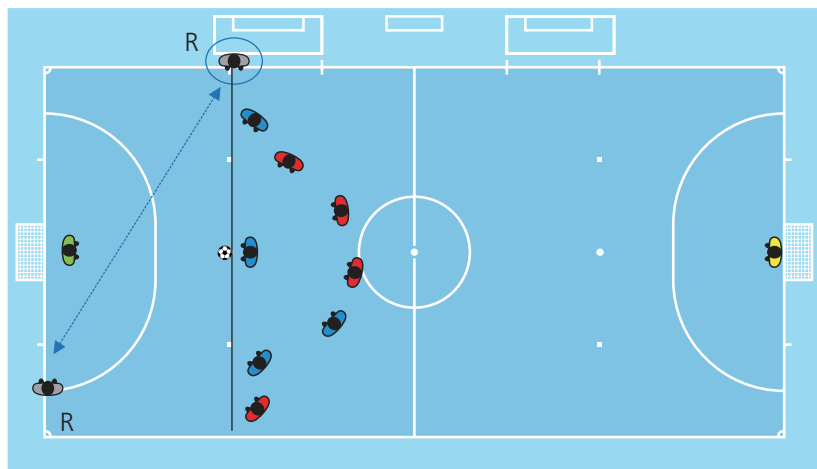
9. ペナルティーキックのときのポジショニング（必須）

主審、第2審判のいずれかがペナルティーマークの延長線上で約5 m離れたところに位置し、ボールが正しく置かれているか確認し、キッカーを特定し、キックを行う間に競技者が侵入しないよう監視する。すべての競技者の位置が正しいことを確認するまでキックを命じず、必要があればもう一方の審判の援助を受ける。もう一方の審判はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置しなければならない。キックが行われる前にゴールキーパーがゴールラインより前に出て得点とならなかった場合、主審は、笛を吹いてペナルティーキックを再び行うよう命じる。



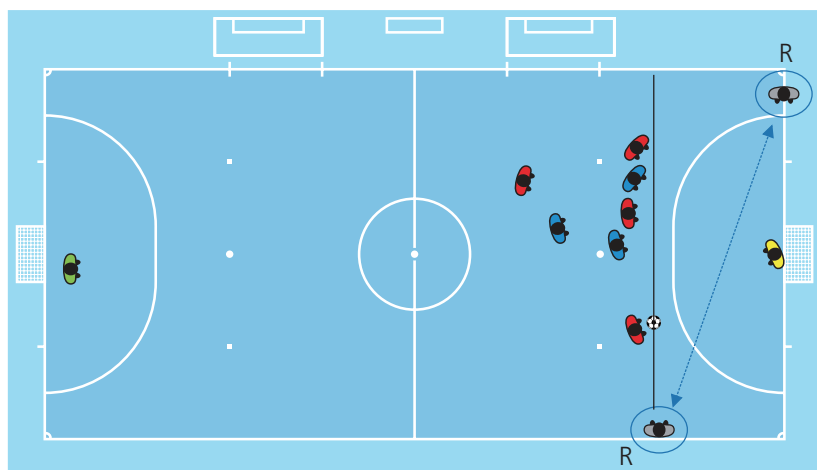
10. 第2ペナルティーマークからのキックのときのポジショニング（必須）

主審、第2審判のいずれかが第2ペナルティーマークの延長線上で約5 m離れたところに位置し、ボールが正しく置かれているか確認し、キッカーを特定し、キックを行うまでに競技者が侵入しないよう監視する。すべての競技者の位置が正しいことを確認するまでキックを命じず、必要があればもう一方の審判の援助を受ける。もう一方の審判はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置し、ボールがゴールに入るかどうか確認しなければならない。

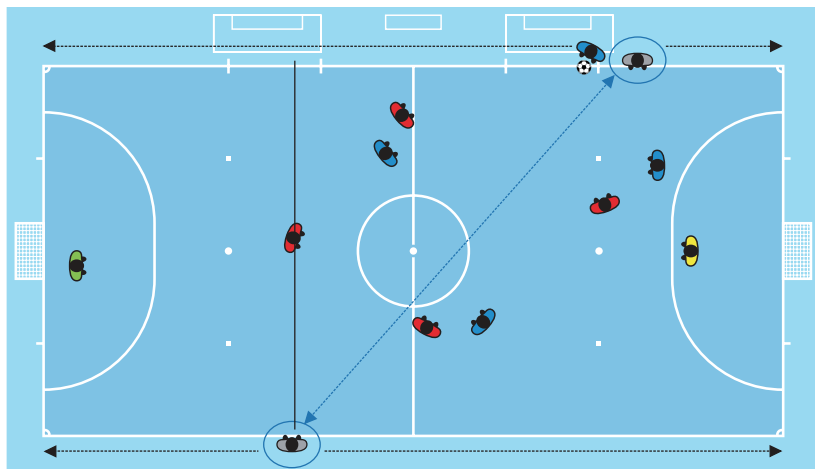
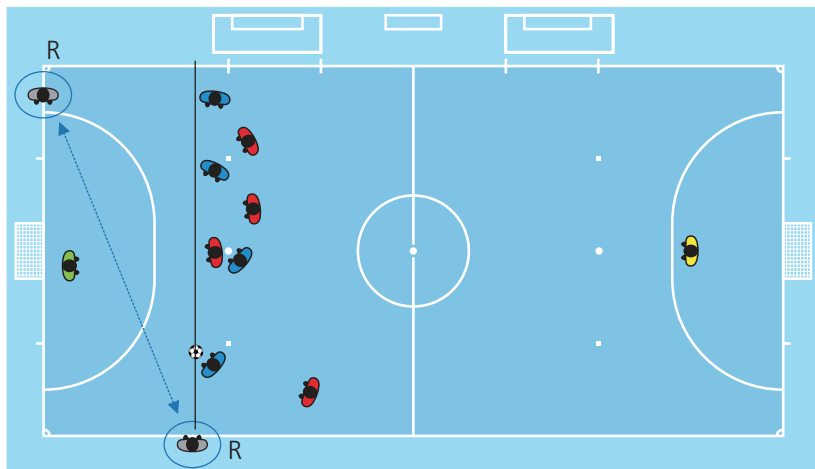


11. 累積ファウルが6回目以降のフリーキックのときのポジショニング（必須）（1）

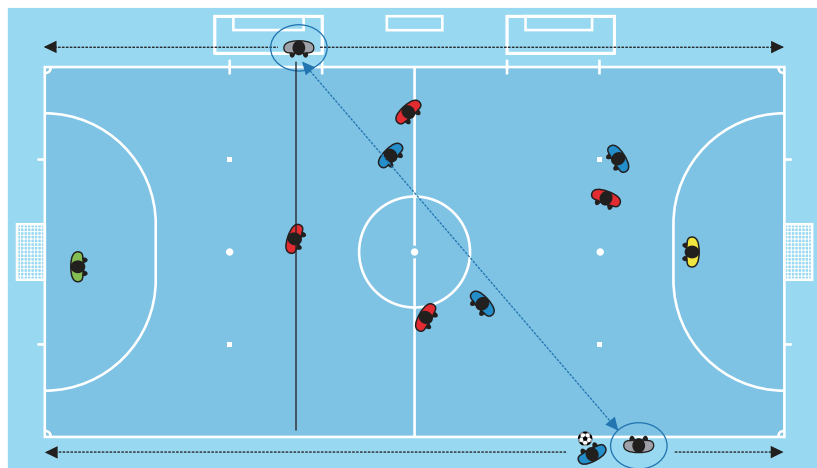
主審・第2審判の一方はボールの位置の延長線上で約5 m離れたところに位置し、可能であれば、ボールが正しく置かれているか確認し、キッカーを特定し、キックを行うまでに競技者が侵入しないよう監視する。すべての競技者の位置が正しいことを確認するまでキックを命じず、もう一方の審判の援助を受ける。もう一方の審判はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置し、ボールがゴールに入ったかどうか確認しなければならない。



13. キックインのときのポジショニング (1)

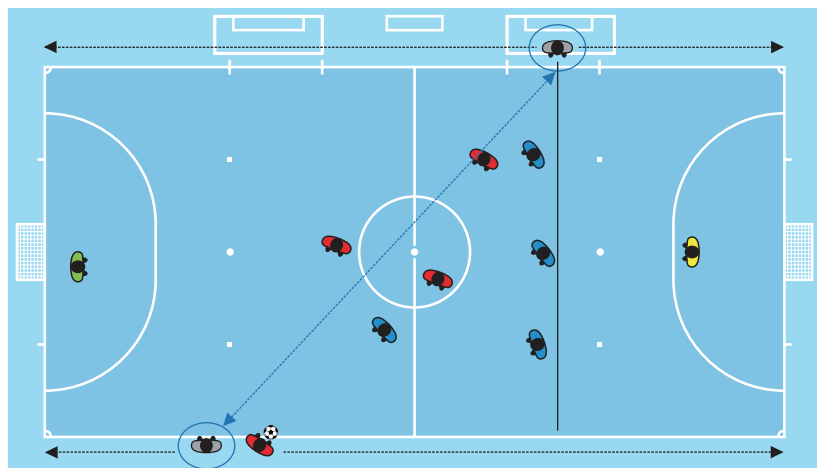


14. キックインのときのポジショニング (2)

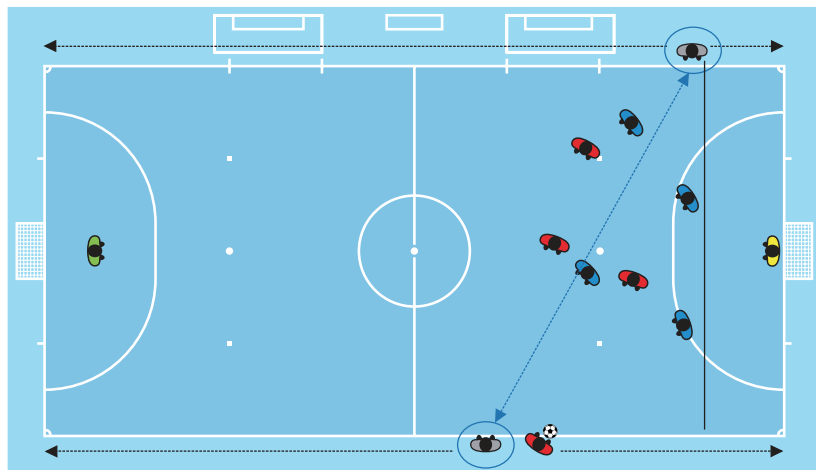


5

15. キックインのときのポジショニング (3)

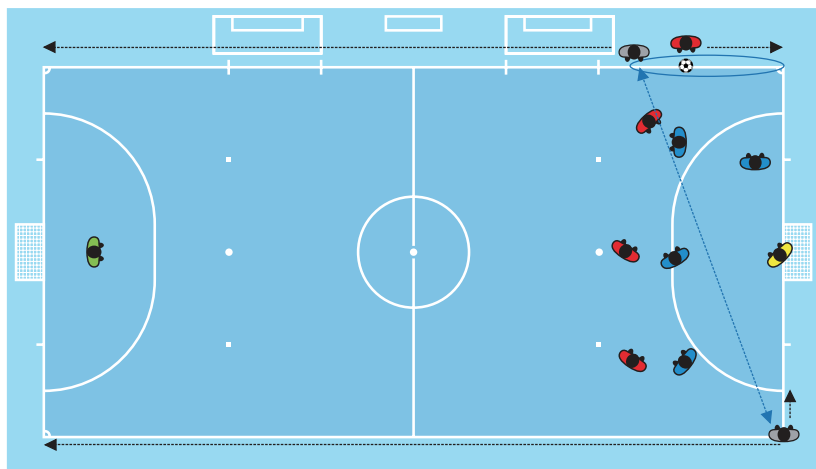


16. キックインのときのポジショニング (4)



17. キックインのときのポジショニング (必須) (5)

攻撃側チームにとって有利にコーナーアークの近くでキックインが行われる間、主審と第2審判のうち、キックインが行われる場所により近い方の審判は、その場所から約5 mの距離を保つ。この位置から、キックインが規定の進め方に従って行われていることや、守備側競技者がタッチラインから5 m離れているかどうか確認する。キックインが行われる場所からより離れている方の審判は、ゴールラインの延長線上でコーナーアークの後方に位置する。この位置から、ボールや競技者の行動を監視する。



18. 試合、またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定するためのペナルティーマークからのキックのときのポジショニング（必ず）

主審は、ゴールから約2 m離れてゴールライン上に位置しなければならない。その主たる任務は、ボールがラインを越えたかどうか、ゴールキーパーがラインより前に出たかどうかを確認することである。

- 主審は、ボールが明らかにゴールラインを越えた場合、違反が犯されなかったことを、第2審判と目で確認しなければならない。

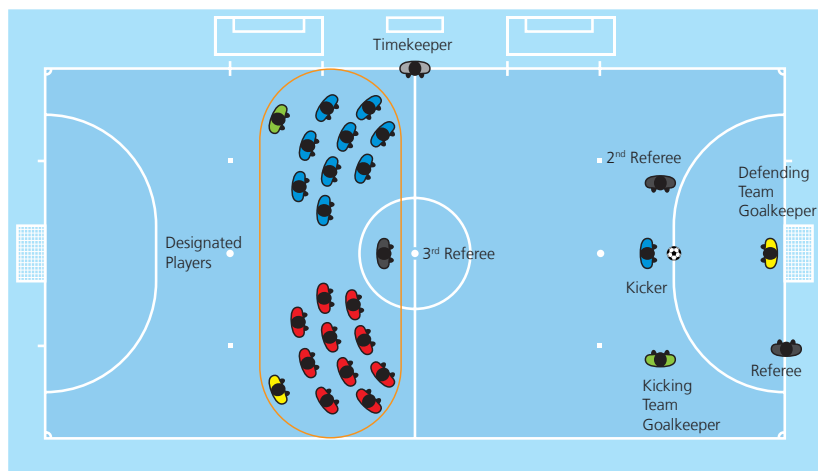
5

第2審判は、ペナルティーマークの延長線上に約3 m離れて位置し、ボールとキッカーのチームのゴールキーパーが正しい位置にいるか確認しなければならない。

第3審判はセンターサークルのところにいて、両チームの残りの競技者をコントロールしなければならない。

タイムキーパーは、タイムキーパーの机のところにいて、ペナルティーキックを行わない競技者やチーム役員が正しく行動するかどうか監視しなければならない。

すべての審判員は、行われたペナルティーキックとそれを行った競技者の背番号を書き留める。



笛の使い方

次の場合には、笛を必ず吹く。

- キックオフのとき

- ープレーの開始（前、後半の、延長戦があるときは延長戦の前、後半のとき）
- ー得点後の試合再開

- 次の理由でプレーを停止するとき

- ーフリーキック、またはペナルティーキック
- ー試合の一時的な中断、中止、またはタイムキーパーの音による合図を確認し、試合を終了する、または試合時間終了後にゴールに向かっていているボールの行方を確認し、得点かどうかを判断するとき

- 次の場合にプレーを再開するとき

- ー規定の距離を離す必要があるときのフリーキック
- ー第2ペナルティーマークからのキック
- ー累積ファウル6つ目以降の壁なしでのフリーキック
- ーペナルティーキック

- 次の理由でプレーが停止された後にプレーを再開するとき

- ー不正行為に対する警告、または退場の提示
- ー競技者の負傷

次の場合、笛を吹く必要はない。

- 次の理由でプレーを停止するとき

- ーゴールクリアランス、コーナーキック、またはキックイン（ボールがピッチから出たが、その状況が外からはっきり見えにくい場合は必ず吹く）

ー得点（ボールがゴールに入ったが、ゴールに入っているかどうか外からはっきり見えない場合は必ず吹く）

- 次の場合にプレーを再開するとき

- ーフリーキック（5 mの距離が要求されなかった場合、またはキッカーの相手チームが累積ファウルの6つ目を犯していなかった場合）、ゴールクリアランス、コーナーキック、キックイン

次の場合、笛を吹かないこともある。

- ドロップボールでプレーを再開するとき

笛を多く吹きすぎると、笛が本当に必要な場合に効果が薄れる。フリーキック、キックイン、またはコーナーキックを行うチームが、相手競技者が規定の距離を離れるよう求めたとき、また、ゴールクリアランスのときに相手競技者が正しい位置にいるよう指示する場合、主審・第2審判は、笛を吹くまでプレーが再開されないことを競技者にははっきりと知らせる。このような場合に主審・第2審判の笛が吹かれる前に競技者がプレーを再開した場合、その競技者はプレーの再開を遅らせたとして警告される。

プレー中に主審または第2審判のいずれかが間違つて笛を吹いた場合、これがプレーに干渉したと判断したのならば、主審・第2審判はプレーを停止しなければならない。プレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあつた位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあつた地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。笛の音がプレーに影響を与えなかったのであれば主審・第2審判ははっきりと合図し、プレーが続いていることを示す。

ボディー・ランゲージ

ボディー・ランゲージは、主審・第2審判が次のために用いる。

- よりよいゲームコントロール
- 主審・第2審判の権限や、落ち着いていることを示す。

ボディー・ランゲージは、

- 判定の説明をするためのものではない。

任務と責任

第3審判とタイムキーパーは、主審・第2審判がフットサル競技規則に従って試合をコントロールすることを援助する。また、主審・第2審判の要請や指示によりその他試合運営にかかわるすべての事項について援助する。通常これは、次のようなことである。

- ピッチ、使用されるボールおよび競技者の用具を検査する。
- 用具や出血の問題が解決されたかどうか判断する。
- 交代の進め方を監視する。
- 時間、得点、累積ファウル、および不正行為の記録を予備的に取る。

副審のポジショニングとチームワーク

1. キックオフ

第3審判はタイムキーパーの机のところにいて、交代要員、役員およびその他の者が正しい位置にいるか監視する。

タイムキーパーは、タイムキーパーの机のところにいて、キックオフが正しく行われたかどうか確認する。

2. 試合中の一般的なポジショニング

第3審判は、交代要員、役員およびその他の者が正しい位置にいるか監視する。そのため、必要があればタッチラインに沿って移動することができるが、ピッチには入場しない。

タイムキーパーはタイムキーパーの机のところにいて、プレーの展開に応じて、確実にストップウォッチを止める、またはスタートする。

3. 交代

第3審判は、交代要員の用具が正しいこと、交代が正しく行われているかどうか監視する。そのため、必要があればタッチラインに沿って移動することができるが、ピッチ内には入らない。

4. ペナルティーマークからのキック

第3審判は、キックを行う資格のある競技者と共に、ピッチ内のペナルティーキックが行われない側のハーフに位置しなければならない。第3審判は、その位置から、競技者の行動を監視するとともに、各チームにおいて、資格のある他の競技者がペナルティーキックを行うよりも前に、再度ペナルティーキックを行う競技者がいないことを確認する。

タイムキーパーは、タイムキーパーの机にいて、すべての得点を記録する。

副審のシグナル（必ず）

副審は、チームの5つ目の累積ファウルがあったときは5つ目の累積ファウルを犯したチームのベンチを、タイムアウトが要求されたときはタイムアウトを要求したチームのベンチを示すため、手を用いて合図をしなければならない。

音による合図

音による合図は主審の注意をひくために必要な場合に限って使われ、試合中に不可欠の合図である。

音による合図が必須となる状況は、次のような場合である。

- プレー時間の終了
- タイムアウトの要求
- タイムアウトの終了
- 各チーム5つ目の累積ファウル
- 交代要員、またはチーム役員の正しくない行動があったとき
- 正しくない交代があったとき
- 主審・第2審判による懲戒の罰則に関して誤りがあったとき
- 外部からの干渉があったとき

試合中にタイムキーパーが間違つて音で合図をした場合、この行動がプレーの邪魔になると判断したのならば、主審・第2審判はプレーを停止しなければならない。プレーを停止した場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。合図の音がプレ

一の邪魔になっていないのならば、主審・第2審判はプレー続行のはっきりした合図を出す。

4つ目の累積ファウルを犯しているチームがもう1回ファウルを犯した場合、主審・第2審判がアドバンテージを適用することを決定したのならば、第3審判はタイムキーパーの机の正しい場所に5つ目の累積ファウルの合図を示す。しかしながら、ボールがアウトオブプレーになる前にそのチームが新たな累積ファウルを犯した場合、ファウルを犯したチームの相手チームに決定的な得点の機会がない限り、副審は音によって合図をしなければならない。

ストップウォッチ

ストップウォッチが正しく機能しない場合、副審は主審・第2審判にこの事実を知らせる。タイムキーパーは手動のストップウォッチを用いて試合時間の計測を続けなければならない。このような場合、各チームの役員を呼んで、実際の試合時間を知らせる。

プレーを停止したのち、タイムキーパーがストップウォッチをスタートするのを忘れた場合、主審・第2審判は、計測されなかった時間も加えるように命じる。

プレー再開ののち、ストップウォッチを次のようにスタートする。

- キックオフの場合、ボールがピッチの相手チーム側ハーフに向かってけられたのちスタートする。
- ゴールクリアランスの場合、ゴールキーパーがボールを手、または腕から放して、ボールがペナルティーエリアから出た後スタートする。
- コーナーキックの場合、ボールがけられて動いた後スタートする。
- キックインの場合、ボールがけられてピッチに入った後スタートする。
- ペナルティーエリア外からの直接フリーキックの場合、ボールがけられた後スタートする。
- どちらか一方のチームによるペナルティーエリア外からの間接フリーキック、または攻撃側のチームによるペナルティーエリアラインからの間接フリーキックの場合、ボールがけられた後スタートする。
- 守備側チームによるペナルティーエリア内からの直接、または間接フリーキックの場合、ボールがけられてペナルティーエリアから出た後スタートする。

- ペナルティーキックの場合、ボールが前方に向かってけられたのちスタートする。
- 5つ目の累積ファウル後の（壁なしの）直接フリーキックの場合、ボールが得点する目的でけられたのちスタートする。
- ドロップボールの場合、主審または第2審判のいずれかが手、または腕からボールを離し、ボールがピッチに触れた後スタートする。



タイムアウト



5つ目の累積ファウル

ハーフタイムのインターバル

両チームのキャプテンがインターバルを取らないよう求めたとしても、どちらかのチームの競技者の1人でもインターバルを要求しているのであれば、主審・第2審判は前半と後半の間にインターバルを取ることを認める。

延長戦

延長戦が行われる場合、前、後半の間にインターバルはない。両チームがピッチのハーフを交換し、交代要員とチーム役員がテクニカルエリアを交替するだけである。

キックオフ

- 主審・第2審判は、キックオフを命じる前に、ゴールキーパー、またはその他の競技者の承認を求める必要はない。

ドロップボール

- （ゴールキーパーを含む）すべての競技者がドロップボールに参加することができる。
- ドロップボールに参加が必要な最小、最大競技者数は定められていない。
- 主審・第2審判は、誰がドロップボールに参加してよいのかどうかの決定を行うことはできない。
- 相手競技者をブロックしてドロップボールを取らせないようにしない限り、競技者に求められる規定の距離はない。
- チームはドロップボールに参加する必要はない。
- 主審または第2審判いずれかがボールを手から離したのち、ボールがインプレーになる前に、競技者によって違反が犯された場合、主審・第2審判は対応する懲戒の罰則を与えたのちに再びドロップボールを行う。

ピッチ内で、ボールが審判員に触れる

審判員は試合の一部であるので、ボールがインプレー中、ボールが一時的にピッチ内にいる審判員に触れた場合でも、プレーは続けられる。

ボールがインプレー中、ボールが一時的にピッチ内にいた副審に触れた場合、主審・第2審判はプレーを停止し、プレーが停止されたときにボールがあった位置から、ドロップボールによりプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

試合に参加していない者がピッチ内にいる間に得点があった場合

得点があったのちプレーが再開される前に、主審・第2審判が、得点があったときにピッチ上に部外者がいたことに気がついた場合、

- 主審・第2審判は、次の場合、得点を認めてはならない。
 - 一部外者が外的要因または一方のチームの役員であり、プレーに干渉していた。
 - 一部外者が得点したチームの競技者、交代要員、退場した競技者、または役員であった。
- 主審・第2審判は、次の場合、得点を認めなければならない。
 - 一部外者が外的要因であったが、プレーに干渉していなかった。
 - 一部外者が得点されたチームの競技者、交代要員、退場した競技者、または役員であった。

ノーゴール

ボールの全体がゴールラインを越える前に主審または第2審判のいずれかが得点をシグナルし、直後にその誤りに気づいた場合、プレーは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でドロップボールにより再開される。

フットサルにオフサイドはない。

ファウルとなるための基本的条件

反則をファウルとして判断するためには、次の条件が満たされなければならない。

- 競技者、または交代の進め方に従わずピッチ内に入った交代要員によって犯される。
- ピッチ内で起きる。
- ボールがインプレー中に起きる。

ボールがインプレー中、反則がピッチ外で犯されたので主審・第2審判がプレーを停止した場合、その反則を犯すために主審・第2審判の承認なくピッチから出た競技者によって犯されたものでないならば、プレーは、プレーを停止したときにボールがあった位置でドロップボールにより再開されなければならない。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行わなければならない。

2人以上の競技者が同時にボールに挑んでも、競技規則に違反しない場合はファウルではない。

不用意な、無謀な、過剰な力で

“不用意な”とは、競技者が相手に挑むとき注意や配慮が欠けていると判断される、または慎重さを欠いてプレーを行うことである。

- ファウルが不用意であると判断された場合、懲戒の罰則を与える必要はない。

“無謀な”とは、競技者が、相手競技者が危険にさらされていることをまったく無視して、または結果的に危険となるプレーを行うことである。

- 無謀な方法でプレーした競技者は、警告されなければならない。

“過剰な力で”とは、競技者がはるかに必要以上の力を用いて相手競技者を負傷の危険にさらすことである。

- 過剰な力を用いた競技者には、退場が命じられなければならない。

相手競技者をチャージする

チャージングとは、スペースを確保するために、ボールがプレーできる範囲内で腕やひじを用いず身体的接触を用いて挑むことである。

次の方法で相手競技者をチャージすることは、反則である。

- 不用意な方法で
- 無謀な方法で
- 過剰な力で

相手競技者を押さえる

相手競技者を押さえることには、手、腕、または体を用いて相手競技者の進行や動きを妨げることを含む。

特にコーナーキック、キックイン、またはフリーキックを行うときや、ペナルティーエリア内で相手競技者を押さえる反則に対して、主審・第2審判は早めに介入し、毅然とした対応をしなければならない。

これらの状況に対して、主審・第2審判は、

- ボールがインプレーになる前に、相手競技者を押さえる競技者に注意しなければならない。
- ボールがインプレーになる前に、引き続き相手競技者を押さえる競技者を警告しなければならない。
- ボールがインプレーになったのちにこの反則が犯された場合、直接フリーキック、またはペナルティーキックを与えるとともに反則した競技者を警告しなければならない。

守備側競技者がペナルティーエリア外で相手競技者を押さえ、そのままペナルティーエリア内でも押さえていた場合、主審・第2審判はペナルティーキックを与えなければならない。

懲戒の罰則

- 相手競技者を押さえて、相手競技者がボールを保持すること、または有利な位置を得ようとするのを妨げる競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- 相手競技者を押さえて決定的な得点の機会を阻止した競技者には、退場が命じられなければならない。
- その他、単に相手競技者を押さえる状況では、懲戒の罰則を加えてはならない。

プレーの再開

直接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）。それがペナルティーエリア内で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。

ボールを手、または腕で扱う

競技者が手、または腕を用いて意図的にボールに触れる行為はボールを手、または腕で扱う反則である。主審・第2審判は、この反則を見極めるとき、次のことを考慮しなければならない。

- ボールが手、または腕の方向に動いているのではなく、手、または腕がボールの方向に動く。
- 相手競技者とボールの距離（予期していないボール）。
- 手や腕の位置だけで、反則とはみなさない。（手や腕を体から離していることが、ハンドを企てたことにはならない）
- 手に持った衣服やすね当てなどでボールに触れることは、故意にボールに触れたとみなされる。
- 靴やすね当てなどを投げてボールにぶつけることは、故意にボールに触れたとみなされる。

懲戒の罰則

競技者が次のように意図的にボールを手または腕で扱ったとき、反スポーツ的行為で警告されることになる。つまり、意図的にボールを手または腕で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを妨げる。

- 意図的に手、または腕でボールを扱って得点しようとする。
- 実際、手、または腕でボールをプレーしているとき、主審・第2審判を騙すために体のその他の部分でボールをプレーしているようなふりをする。
- ゴールキーパーが味方チームのペナルティーエリア内にいないとき、手、または腕を用いて得点、または得点の機会を阻止しようとし、その試みに失敗したとき。

しかしながら、競技者が意図的にボールを手、または腕で扱って得点、または決定的な得点の機会を阻止した場合、退場を命じられる。この罰則は競技者がボールを意図的に手、または腕で扱うことによるものではなく、得点となりそうな状況を阻止することによるものである。これは公正を欠いた介入で、（フットサルにとって）受け入れることのできないものである。

プレーの再開

- 直接フリーキックは、反則が起きた場所から行われるか、ペナルティーキックとなる（第13条—フリーキックの位置を参照）。

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外で、手、または腕でボールを扱うことについて他の競技者と同様に制限される。自分のペナルティーエリア内において、ゴールキーパーが手、または腕でボールを扱うことは、直接フリーキックになる反則を犯したことにはならない。もっとも、いくつかの反則に関しては、間接フリーキックになることがある。

ゴールキーパーの反則

次のとき、ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断される。

- ゴールキーパーが両手や腕でボールを持っているとき、またボールがゴールキーパーの手、または腕とピッチ面や自分の体など他のものとの間にあるとき
- ゴールキーパーが広げた手のひらでボールを持っているとき
- ボールをピッチ面にバウンドさせる、または空中に軽く投げ上げたとき

ゴールキーパーが手、または腕でボールを保持しているとき、相手競技者はゴールキーパーに挑むことができない。

ゴールキーパーがボールをコントロールすることは、ボールを保持することである。

ゴールキーパーは、次の状況下において、ピッチの味方半分内で、ボールに触れることができない。

- ピッチの味方半分内で次のいずれかの方法でボールを4秒以上保持する。
 - 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を用いる
 - ピッチの味方半分内で足を用いる
 - 自分のペナルティーエリア内で手、または腕を使い、ピッチの味方半分内で足を用いる

こうした場合すべてにおいて、主審・第2審判のうちゴールキーパーにより近い方の審判は、4秒のカウントを明確に行わなければならない。

- ボールをプレーしたのち、相手競技者がボールをプレーするまたは触れることなく、味方競技者が意図的にゴールキーパーにプレーしたボールに、ゴールキーパーがピッチの味方半分で再び触れた場合
ー ゴールキーパーがボールを体のいずれかの部分で触れることは、ボールをコントロールしていると判断されるが、偶発的にゴールキーパーからはね返ったボールについてはその範囲でない。
- 味方競技者がゴールキーパーにキックしたボールにゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合
- 味方競技者によってキックインされたボールをゴールキーパーが直接受けて自分のペナルティーエリア内で手、または腕で触れた場合

プレーの再開

- 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条ーフリーキックの位置を参照）。

ゴールキーパーに対する反則

- ゴールキーパーがボールをバウンドさせているときなど、ボールを手、または腕から放すのを妨げることは、反則である。
- ゴールキーパーがボールを手のひらで持っているときにボールにプレーする、またはプレーしようとすることは反則である。
- ゴールキーパーがボールを放そうとしているときに競技者がそのボールを蹴る、またはけろうとすることは、危険な方法でプレーすることで罰せられるものとする。
- コーナーキックを行うときなどに不正な方法でゴールキーパーを妨げてゴールキーパーの動きを制限することは反則である。
- 攻撃側競技者がゴールキーパーのペナルティーエリア内でゴールキーパーに対してただ単に身体的接触をしただけでは違反を犯したとはみなされない。ただし、その競技者がゴールキーパーに不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて飛びかかった、チャージした、または押した場合は、違反を犯したことになる。

プレーの再開

- ゴールキーパーに対する上記項目の反則が犯され、主審・第2審判がアドバンテージ条項を適用できないためプレーを止めた場合、プレーは、反則が起きた場所から行われる間接フリーキックで再開される（第13条-フリーキックの位置を参照）。ただし、競技者がゴールキーパーに不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて飛びかかった、チャージした、または押した場合、主審・第2審判は、懲戒の罰則の種類にかかわらず、反則が起きた場所から行われる（第13条-フリーキックの位置を参照）直接フリーキックによってプレーを再開しなければならない。

危険な方法でのプレー

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようとするとき、相手競技者、または自分自身を負傷させることになるすべての行為を指す。この反則は、近くにいる相手競技者が自分自身や他の競技者が負傷するのを恐れてボールにプレーできないようにすることである。

主審・第2審判が相手競技者に対して危険でないと判断した場合、シザーズキック、バイシクルキックは行うことができる。

危険な方法でのプレーには、競技者間の身体的接触がない。身体的接触があった場合、直接フリーキックやペナルティーキックで罰せられる反則となる。身体的接触がある場合、主審・第2審判はどんな小さな不正行為も犯される可能性を十分考慮しなければならない。

懲戒の罰則

- 競技者が危険ではあるが“通常の方法”で相手に挑んだ場合、主審・第2審判は懲戒の罰則を与えるべきでない。その行為により明らかに負傷を引き起こす可能性がある場合、主審、または第2審判は競技者を相手に対して無謀な挑戦をしたとして警告しなければならない。
- 競技者が危険な方法でプレーすることにより、（相手競技者の）決定的な得点の機会を阻止した場合、主審・第2審判は、その競技者に退場を命じなければならない。

プレーの再開

- 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 身体的接触があった場合、間接フリーキックとなる反則ではなく、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる反則が犯されたということになる。また、主審・第2審判が不用意な、無謀な、または過剰な力を用いたチャレンジだと判断した場合、直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる反則が犯されたということになる。

相手競技者の進行を妨げる

相手競技者の進行を妨げるとは、ボールが両競技者のプレーできる範囲内にないとき、相手競技者の進路に入り込み、その進行を妨げる、ブロックする、スピードを落とさせる、進行方向の変更を余儀なくさせることである。

すべての競技者は、ピッチ上においてそれぞれ自分のポジションをとることができる。もともと相手競技者の進路上にいることは、相手の競技者の進路に入り込むことは同じでない。

体を相手競技者とボールの間に置くことは、許される。戦術的な理由で相手競技者とボールの間に自らを置くことは、ボールがプレーできる範囲にあり、相手競技者を腕や体で押えていない限り、反則ではない。

カードを提示するまでプレーを再開させない

主審・第2審判が競技者、または交代要員に対する警告、または退場でカードを提示しようとした場合、カードを提示しその行為を実施し終えるまでプレーを再開させてはならない。

反スポーツ的行為に対する警告

次の反則を行った場合など、競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。

- 直接フリーキックとなる7項目の反則のうち一つを無謀に行う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃のじゃまをする、または、阻止するという戦術的な目的でファウルを犯す。
- 相手競技者をボールから遠ざける、またはボールに向かうのを妨げるという戦術的な目的で相手競技者を押さえる。
- ボールを手、または腕で扱って、相手競技者がボールを受け取るのを妨げる、または攻撃の展開を防ぐ（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。
- ボールを手、または腕で扱って得点をしようと試みる（その試みが成功しようとしまいと）。
- 手、または腕でボールを扱いながら、主審・第2審判を騙すために体のその他の部分でボールをプレーしているようなふりをする。
- ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にいないとき、手、または腕を用いて得点、または得点の機会を阻止しようとし、その試みに失敗する。
- 負傷を装って、または、ファウルをされたふりをして（シミュレーション）、主審・第2審判を騙そうとする。
- プレー中、主審・第2審判の承認を得ずにゴールキーパーと入れ替わる。
- 競技に対してリスペクトのない態度で行動する。
- ピッチから離れる承認を得たのち、歩いてピッチから出る途中ボールをプレーする。
- プレー中、または再開のときに言葉で相手競技者を惑わす。
- ピッチに認められないマークを描く。
- ボールがインプレー中、競技者が競技規則第12条の裏をかき、意図的に策略を用いて味方のゴールキーパーに頭や胸、膝などでボールをパスする。ゴールキーパーがボールに手、または腕で触れたか否かは関係しない。競技者は、第12条の条文とその精神に反した策略を試みるという反則を犯したのである。プレーは、間接フリーキックで再開される。

得点の喜び

得点者が得点をしたときに喜びを表すことは認められるが、その表現は過度になつてはならない。

適度な喜びの表現は許されるが、大げさなパフォーマンスで表し過度に時間をかけてしまうものは認められない。主審・第2審判、または副審は、そのような状況に対して介入するよう求められる。

次の場合、競技者は警告されなければならない。

- 競技者の身振りが相手競技者を挑発する、嘲笑する、また相手競技者の感情を刺激すると主審・第2審判が判断する。
- 得点を喜ぶために周囲のフェンスによじ登る。
- ジャージーを脱ぐ、ジャージーを頭に被る（下に同じものをもう1枚着ている場合を含む）。
- マスクや同様のものを顔や頭に被る。

得点の喜びのためにピッチを離れることは、認められる。しかし、競技者は、できるだけ早くピッチに戻らなければならない。

言葉や行動で異議を示す

（言葉であろうとなかろうと）主審・第2審判または副審の判定に対して抗議する競技者および交代要員は、異議を示したことで警告されなければならない。

チームのキャプテンは、フットサル競技規則下において、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてそれなりの責任を有している。

主審・第2審判、または副審に対して攻撃を加える、もしくは攻撃的な、侮辱的、または下品な発言や身振りをする競技者および交代要員は、退場を命じられなければならない。

プレーの再開を遅らせる

主審・第2審判は、次のような策略でプレーの再開を遅らせる競技者を警告しなければならない。

- 主審・第2審判にやり直しを命じさせる目的だけで、間違った場所からフリーキックを行う。
- 主審・第2審判がプレーを停止したのちボールを遠くへける、またボールを手、または腕で持ち去る。
- メディカルスタッフが競技者の負傷の程度を判断するためピッチに入ったのち、ピッチ内からなかなか出ない。
- 主審・第2審判がプレーを停止後、意図的にボールに触れて対立を引き起こす。

シミュレーション

負傷を装って、または反則を受けたふりをして主審・第2審判を騙そうとするいかなる競技者も、シミュレーションを行ったことで反スポーツ的行為のために罰せられる。この違反のためにプレーが停止された場合、プレーは、反則が犯された場所から間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

繰り返し競技規則に違反する

主審は、繰り返しフットサル競技規則に違反する競技者に対して、常に注意を払う。特に、1人の競技者が異なった反則を何度も犯すことにも気をつける必要があり、その競技者はフットサル競技規則に繰り返し違反したことで警告されなければならない。

“繰り返し”の回数や違反のパターンは特に示されていない—これは全くもって判断によるものであり、効果的に試合をコントロールする上で決定されるべきものである。

著しく不正なファウルプレー

ボールがインプレーで、競技者がボールに挑むとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なファウルプレーを犯したことになる。

相手競技者の安全を犯すタックルは、著しく不正なファウルプレーを犯したとして罰せられなければならない。

いかなる競技者もボールに挑むときに、過剰な力や相手競技者の安全に危険を及ぼす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を用いて前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なファウルプレーを犯したことになる。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、著しく不正なファウルプレーがある状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審・第2審判は次にボールがアウトオブプレーになったとき、著しく不正なファウルプレーを犯した競技者に退場を命じる。

著しく不正なファウルプレーを犯した競技者は退場を命じられなければならない、反則が起きた場所からの直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、または違反を行った競技者のペナルティーエリア内で反則が起きた場合、ペナルティーキックでプレーを再開する。

乱暴な行為

競技者と相手競技者がどちらもボールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、競技者は乱暴な行為を犯したことになる。

また、味方競技者、観客、主審、第2審判、副審、またはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合も、乱暴な行為を犯したことになる。

乱暴な行為は、ボールがインプレーであるか否かにかかわらず、ピッチ内、またはピッチの境界線の外側のいずれでも起こり得る。

明らかに決定的な得点の機会が続く場合を除き、乱暴な行為が犯されている状況ではアドバンテージを適用すべきでない。アドバンテージを適用した場合、主審・第2審判は次にボールがアウトオブプレーになったとき、乱暴な行為を犯した競技者に退場を命じなければならない。

主審・第2審判、または副審は、しばしば乱暴な行為が集団的な騒動を引き起こすことに留意し、厳しく介入して、それが引き起こされないようにしなければならない。

乱暴な行為を犯した競技者および交代要員には、退場が命じられなければならない。

プレーの再開

- ボールがアウトオブプレーの場合、プレーは、その前の判定に基づき再開される。
- ボールがインプレーで、ピッチの外で反則が起きた場合、
 - 競技者がフットサル競技規則に認められている方法でピッチから出てピッチの外で違反を犯した場合、プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置でドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行う。
 - 競技者が反則を犯すためにピッチから出た場合、プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置、参照）。
- ボールがインプレーで、競技者がピッチ内で反則を犯した場合、
 - 相手競技者に対しての反則の場合、プレーは、反則が起きた場所からの直接フリーキック（第13条—フリーキックの位置を参照）、または（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックで再開される。
 - 味方競技者に対しての反則の場合、プレーは、反則が起きた場所からの間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
 - 交代要員に対しての反則の場合、交代要員の規則に違反する入場が最初に犯された反則であったならば、プレーは、プレーを停止したときにボールがあった位置から、乱暴な行為を犯した競技者のチームによる間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
 - 主審、または第2審判に対しての反則が犯された場合、プレーは、反則が起きた場所からの間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

—その他の者に対しての反則の場合、プレーは、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行う。

- ボールがインプレーで、交代要員、またはチーム役員がピッチ外で反則を犯した場合、—その他の者に対しての反則の場合、プレーは、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上で行う。

物を投げる反則

ボールがインプレー中、競技者、または交代要員が物、またはボールを相手競技者やその他の者に対して無謀に投げた場合、主審・第2審判は、アドバンテージを適用できないのならばプレーを停止し、その競技者、または交代要員に警告する。

ボールがインプレー中、競技者、または交代要員が物、またはボールを相手競技者やその他の者に過剰な力をもって投げた場合、主審・第2審判は決定的な得点の機会が続くようなアドバンテージを適用できないのならばプレーを停止し、乱暴な行為を犯したとしてその競技者、または交代要員に退場を命じる。

12

プレーの再開

- 自分のペナルティーエリア内に立っている競技者がペナルティーエリア外に立っている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判は相手競技者に物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックでプレーを再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- 自分のペナルティーエリア外に立っている競技者がペナルティーエリア内に立っている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判は相手チームのペナルティーキックでプレーを再開する。

- ピッチ内に立っている競技者がピッチ外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条―フリーキックの位置を参照）。その競技者は主審・第2審判の承認なく、またフットサル競技規則に認められていない理由でピッチから出たとみなされる。
- ピッチ外に立っている競技者がピッチ内に立っている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判は相手競技者に物が当たった、または当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキック、または（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーを再開する。
- ピッチ外に立っている交代要員がピッチ内に立っている相手競技者に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条―フリーキックの位置を参照）。その交代要員は主審・第2審判の承認なく、または交代の進め方に従わずにピッチに入ったとみなされる。
- ピッチ内に立っている交代要員が自分のチームのために6人目の競技者としてプレーするようにする、ピッチ内、または外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあった位置から行われる相手チームの間接フリーキックでプレーを再開する（第13条―フリーキックの位置を参照）。その交代要員は主審・第2審判の承認なくピッチに入ったとみなされる。
- 交代の進め方に違反した交代要員がピッチ内、または外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、その交代要員は競技者として扱われる。
- ピッチ内、または外に立っているチーム役員がピッチ内、または外に立っている者（誰であっても）に物、またはボールを投げた場合、主審・第2審判はプレーを停止したときにボールがあった位置からドロップボールでプレーを再開する。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールに向かって物を投げる反則

ゴールキーパー以外の競技者がボールに向かって物、またはボールを投げた場合、

- ボールがインプレーで、その物がボールに当たった場合、その行為によって得点、または決定的な得点の機会が阻止されたのならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告する、または退場させなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの直接フリーキックによって再開する（第13条—フリーキックの位置を参照）、または（ボールが反則を犯したチームのペナルティーエリア内にあった場合は）ペナルティーキックによって再開される。
- ボールがインプレーで、物がボールに当たらなかった場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

両チームのゴールキーパーのいずれかがボールに向かって物、またはボールを投げた場合、

- ボールがインプレーで、そのゴールキーパーのペナルティーエリア内で物がボールに当たった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、そのゴールキーパーを反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレーで、そのゴールキーパーのペナルティーエリア外で物がボールに当たった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、そのゴールキーパーを反スポーツ的行為で警告する、またはその行為によって得点または決定的な得点の機会が阻止されたのならば、退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの直接フリーキックによって再開される。
- ボールがインプレーで、物がボールに当たらなかった場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、そのゴールキーパーを反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

両チームのゴールキーパーを含めた競技者が、手、または腕以外の体の一部を使い、ボールに物を当てようとした場合、

- ボールがインプレーで、物がボールに当たった場合、主審・第2審判はプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレーで、物がボールに当たらなかった場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その競技者を反スポーツ的行為で警告しなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

チームが規定の競技者数を越えてプレーをすることにはならなかったが、交代の進め方に違反しピッチに入った交代要員が、ボールに向かって物を投げた場合、

- ボールがインプレー中に物がボールに当たったならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じるか、もしくはその行為によって得点、または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じる。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの直接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）か、または（ボールがその交代要員のチームのペナルティーエリア内にあった場合は）ペナルティーキックによって再開される。
- ボールがインプレー中で、物がボールに当たらなかったならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じる。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

チームが規定の競技者数を越えてプレーをすることにはならなかったが、交代の進め方に違反しピッチに入った交代要員が手、または腕以外の体の一部を使い、ボールに向かって物を当てようとした場合、

- ボールがインプレー中で物がボールに当たったとき、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じるか、またはその行為によって得点、または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレー中で、物がボールに当たらなかったならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できない場合プレーを停止し、その交代要員に交代の進め方に従わずにピッチに入ったことによる警告と反スポーツ的行為による警告の、2つの警告で退場を命じる。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

交代要員がボールに向かって物を投げ、それによって自分のチームが1人追加的にプレーするようにした場合、

- ボールがインプレー中で、物がボールに当たったならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じるか、またはその行為によって得点または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレー中で、物がボールに当たらなかったならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

交代要員が、手、または腕以外の体の一部を使い、ボールに向かって物を当てようとし、それによって自分のチームが規定の競技者数より多くの競技者がプレーできるようにした場合、

- ボールがインプレー中で、物がボールに当たったならば、主審・第2審判はプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を当てようとしたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じるか、またはその行為によって得点、または決定的な得点の機会を阻止したのならば直接退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。
- ボールがインプレー中で、物がボールに当たらなかったならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、その交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことと物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じなければならない。プレーは、プレーが停止されたときにボールがあった位置から相手チームの間接フリーキックによって再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

チーム役員が体の一部を使い、ボールに向かって物を当てようとした場合、

- ボールがインプレー中に、物がボールに当たったならば、主審・第2審判はプレーを停止し、そのチーム役員をテクニカルエリアやその周辺から離れさせなければならない。プレーは、プレーが停止されたとき、ボールがあった位置からドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。
- ボールがインプレー中で、物がボールに当たらなかったならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、そのチーム役員をテクニカルエリアやその周辺から離れさせなければならない。プレーは、プレーが停止されたとき、ボールがあった位置からドロップボールにより再開される。ただし、ペナルティーエリア内でプレーが停止された場合、主審または第2審判のいずれかはプレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でボールをドロップする。

ボールがインプレー中でないときに、競技者がボールに向かって物を投げた場合、主審・第2審判はその競技者を反スポーツ的行為により警告する。プレーは、フットサル競技規則に従って再開される。

ボールがインプレー中でないときに、交代要員がボールに向かって物を投げた場合、規定の競技者数より多くの競技者がプレーしている、していないにかかわらず、主審・第2審判はその交代要員に主審・第2審判の承認なくピッチに入ったことに加え、ボールに物を投げたことの2つの反スポーツ的行為による2つの警告で退場を命じる。

ボールがインプレー中でないとき、チーム役員がボールに向かって物を投げた場合、主審・第2審判はそのチーム役員をテクニカルエリアやその周辺から離れさせる。

得点、または得点の機会の阻止

相手競技者の決定的な得点の機会の阻止で退場となる反則は2種類あるが、ペナルティエリア内で発生するものだけが対象となっているのではない。

決定的な得点の機会があり、相手競技者がボールを意図的に手、または腕で扱ったにもかかわらず、主審・第2審判がアドバンテージを適用し、その後、直接得点となった場合、その競技者は退場を命じられないが、警告されることがある。

決定的な得点の機会があり、相手競技者がファウルを犯したにもかかわらず、主審・第2審判がアドバンテージを適用し、その後、直接得点となった場合、その競技者は決定的な得点の機会の阻止で退場を命じられることはないが、ファウルそれ自体が、警告、または退場となる行為であったのならば、警告、または退場を命じられることがある。

主審・第2審判は、得点、または決定的な得点の機会の阻止で競技者に退場を命じるかどうか決定するとき、次の状況を考慮に入れなければならない。

- 反則が起こった地点とゴールとの距離
- ボールをキープできる、またはコントロールできる可能性
- プレーの方向
- 守備側競技者の位置と数
- 相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する反則が直接フリーキック、または間接フリーキックとなるものであること。
- その違反が交代要員によって犯された場合、その交代要員は必ず退場を命じられなければならない。

（キックインや間接フリーキックなど）その再開方法からは直接得点できないプレーからのボールに対して競技者が意図的に手、または腕で扱って得点を阻止しようと試みた場合、その競技者は退場を命じられないが、反スポーツ的行為で警告される。また、その競技者のチームは直接フリーキック、またはペナルティーキックで罰せられる。

交代要員が得点、または得点の機会を阻止することを目的にピッチに入った場合、その目的が成功したかしないかにかかわらず、その交代要員は退場を命じられる。

進め方

- ボールは、けられて移動したときにインプレーとなる。
- フリーキックは、片足で、または両足で同時に持ち上げる方法でも行うことができる。
- 相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはフットサルの一部であり、認められる。しかしながら、フェイントが反スポーツ的行為となる行動であると主審・第2審判が判断した場合、それを行った競技者は警告されなければならない。
- 競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に当てて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。
- 片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審・第2審判が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。最初の間接フリーキックが主審・第2審判の誤りによって無効になるものではない。
- プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手チームが6つ目の累積ファウルを犯していないならば、すばやく直接フリーキックを行うことができる。
- ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂し、ゴールに入らなかった場合、主審・第2審判はフリーキックを再び行うよう命じない。プレーを停止し、ボールが破裂したときにボールがあった位置からドロップボールによりプレーを再開する（第8条―ドロップボールを参照）。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯したのち、（壁なしの）直接フリーキックを行う競技者のけったボールを味方競技者がゴールに向かってシュートした場合、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、キッカーの味方競技者がボールに触れた場所から間接フリーキックによって再開する（第13条―フリーキックの位置を参照）。
- 主審・第2審判がフリーキックを再び行うよう命じた場合、再び行うフリーキックはどの競技者が行ってもよく、最初に行った競技者が行わなければならないというものではない。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯していないとき、主審・第2審判が直接、または間接フリーキックを行うようシグナルする前に競技者がキックを行った場合、キックを行ったチームが相手競技者に規定の距離を守るよう要求していたのならば、主審・第2審判はアドバンテージを適用できなければプレーを停止し、フリーキックを再び行うよう命じ、その競技者を警告する。

- チームが6つ目の累積ファウルを犯し、主審・第2審判が⁴(壁なしの)直接フリーキックを行うようシグナルする前に競技者がキックを行った場合、主審・第2審判はフリーキックを再び行うよう命じ、その競技者を警告する。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯し、(壁なしの)直接フリーキックを行うためにプレー時間が追加され、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たってからゴールポストとクロスバーの間のゴールラインを越えた場合、主審・第2審判は得点を認める。
- チームが6つ目の累積ファウルを犯し、(壁なしの)直接フリーキックを行うためにプレー時間が追加された場合、主審・第2審判は守備側ゴールキーパーがピッチ外の競技者、または他の資格のある交代要員と入れ替わることを認める。交代要員と入れ替わる場合、交代の進め方に従わなければならない。

距離

競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから5m離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

競技者がフリーキックを素早く行おうとしたところ、ボールの近くにいた相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、主審・第2審判はプレーの再開を遅らせたことでその相手競技者を警告しなければならない。

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、守備側競技者が素早くキックを行おうとしたが、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく1名以上の相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、ボールが他の競技者に触れることなく直接ペナルティーエリアから出たのならば、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

累積ファウルが6つ目になってからの、笛が鳴ったのちボールがインプレーになるまでの違反

	キックの結果	
	ゴール	ノーゴール
違反		
攻撃側競技者	(壁なしの) フリーキック を再び行う	間接フリーキック
キッカーがゴールに シュートしない	—	間接フリーキック
特定されない 競技者によるキック	間接フリーキック	間接フリーキック
守備側競技者	ゴール	フリーキックを再び行う
両チーム	フリーキックを再び行う	フリーキックを再び行う

進め方

- 相手競技者を混乱させるために、ペナルティーキックの助走中にフェイントすることはフットサルの一部であり、認められる。しかしながら、競技者が一旦助走を完了した後にボールをけるフェイントについては、第14条に違反するとみなされ、それを行った競技者は反スポーツ的行為により警告されなければならない。
- ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂したのちにゴールに入った場合、得点が与えられる。
- ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂し、ゴールに入らなかった場合、主審・第2 審判はペナルティーキックを再び行うよう命じないが、プレーを停止し、ボールが破裂したときにボールがあった地点に最も近いペナルティーエリアライン上でドロップボールによりプレーを再開する。
- ペナルティーキックを行う競技者のけったボールを味方競技者が受け取り、ゴールに向かって打った場合でも、第14条に規定されているペナルティーキックの進め方が守られていたならば、主審・第2 審判は得点を認める。
- 主審・第2 審判がペナルティーキックを再び行うよう命じた場合、再び行うペナルティーキックはどの競技者が行ってもよく、最初に行った者が行わなければならないというものではない。
- 主審・第2 審判がシグナルする前にキッカーがペナルティーキックを行った場合、ペナルティーキックを再び行うよう命じ、その競技者を警告する。
- ペナルティーキックを行うためにプレー時間が追加され、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たってゴールポストとクロスバーの間のゴールラインを越えた場合、得点が認められる。
- ペナルティーキックを行うためにプレー時間が追加された場合、主審・第2 審判は守備側ゴールキーパーがピッチ外の競技者、またはその他の資格のある交代要員と入れ替わることを認める。交代要員と入れ替わる場合、交代の進め方に従わなければならない。

ペナルティーキックの準備

主審・第2審判は、ペナルティーキックが行われる前に次の要件について確認しなければならない。

- キッカーが特定されている。
- ボールが正しくペナルティーマーク上に置かれている。
- ゴールキーパーがゴールポスト間のゴールライン上にいて、キッカーに面している。
- キッカーの味方競技者は、
 - ーペナルティーエリア外で、
 - ーボールから5m離れて、
 - ーボールより後方にいる。

笛が鳴ったのち、ボールがインプレーになるまでの違反

違反	キックの結果	
	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者	ペナルティーキックを 再び行う	間接フリーキック
キッカーが後ろに キックする	間接フリーキック	間接フリーキック
特定されない 競技者によるキック	間接フリーキック	間接フリーキック
守備側競技者	ゴール	ペナルティーキックを 再び行う
両チーム	ペナルティーキックを 再び行う	ペナルティーキックを 再び行う

ボールがインプレーになる前で、主審または第2審判のいずれかがキックを行うよう命じた後に、攻撃側、または守備側競技者が相手競技者に対して違反を犯した場合、キックを行うことを認める。得点があり、違反が守備側チームによって犯された場合、得点を認める。違反が攻撃側チームによって犯された場合、ペナルティーキックを再び行うよう命じる。得点がなく、違反が守備側チームによって犯された場合、ペナルティーキックを再び行うよう命じる。違反が攻撃側チームによって犯された場合、その競技者のチームを違反が犯された場所からの間接フリーキックによって罰する（第13条—フリーキックの位置を参照）。さらに、主審・第2審判は、適当な懲戒の罰則を与える。

進め方—違反

主審・第2審判は、キックインが行われるとき、相手競技者はキックインを行う地点から5m以内に近寄れないことに留意する。必要であれば、主審・第2審判は、キックインが行われる前にこの距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。プレーは、キックインで再開され、4秒のカウントがすでに開始していたとしても、再び開始される。

競技者がキックインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に向けてけて、はね返ったボールを自分のものにした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

キックインからボールが直接相手競技者のゴールに入った場合、主審・第2審判はゴールクリアランスを与えなければならない。キックインからボールが直接キックインを行った競技者のゴールに入った場合、主審・第2審判はコーナーキックを与えなければならない。

キックインからのボールがピッチに入らなかった場合、主審・第2審判は相手チームの競技者にキックインを行うよう命じるものとする。

プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手チームはすばやくキックインを行うことができる。

キックインが正しく行われなかった場合、ボールが相手競技者の方へ直接向かったとしても、主審・第2審判はアドバンテージを適用することはできず、相手チームの競技者にキックインを再び行うよう命じる。

進め方―違反

ボールがインプレーになる前に相手競技者がペナルティーエリアに入って、または残っていて、守備側競技者によりファウルされた場合、ゴールクリアランスが再び行われ、その守備側競技者は、その反則の質により警告、または退場が命じられることがある。

ゴールキーパーが素早くゴールクリアランスを行おうとしたため、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく1名以上の相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、ボールが他の競技者に触れることなく直接ペナルティーエリアから出たのであれば、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

ゴールキーパーがゴールクリアランスを正しく行い、また不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールをペナルティーエリア外にいる相手競技者に向かって投げた場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

ゴールクリアランスを行うとき、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内でボールを放さなかった場合、主審・第2審判はゴールクリアランスを再び行うよう命じる。しかしゴールキーパーに再び行う準備ができれば、4秒のカウントは一度停止したところから再開される。

主審・第2審判はゴールキーパーがボールを手、または腕に持ってから4秒のカウントを始める必要はない。

ゴールクリアランスを正しく行ったゴールキーパーが、ボールが自分のペナルティーエリアから出たのち、他の競技者がボールに触れる前にボールに意図的に手、または腕で触れた場合、主審・第2審判は、相手チームに直接フリーキックを与え、さらにフットサル競技規則に従ってそのゴールキーパーに対して懲戒の罰則を与えることもできる。

ゴールキーパーが足でゴールクリアランスを行った場合、主審・第2審判はそのゴールキーパーに注意をし、手、または腕で行うよう命じる。しかしゴールキーパーに再び行う準備ができれば、4秒のカウントは一度止められたところから再開される。

プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手ゴールキーパーは素早くゴールクリアランスを行うことができる。

ゴールキーパーがゴールクリアランスを行い、ボールがまずペナルティーエリアから出ずに、そのゴールキーパーのゴールラインを越えた場合、主審・第2審判はゴールクリアランスを再び行うよう命じる。しかし、ゴールキーパーに再び行う準備ができたなら、4秒のカウントは一度停止したところから再開される。

ゴールクリアランスを行うとき、ボールがペナルティーエリアから出る前にペナルティーエリア内で主審または第2審判のいずれかに当たったのちペナルティーエリア外に出てインプレーとなった場合、主審または第2審判のいずれかは何の措置も取らない。

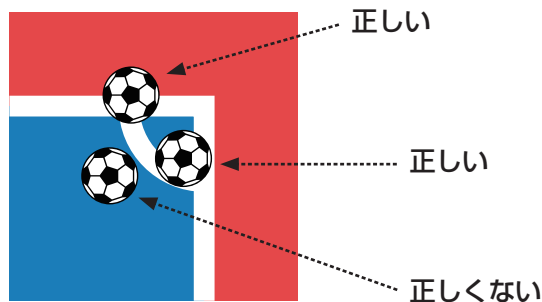
進め方—違反

主審・第2審判は、ボールがインプレーになるまで相手競技者はコーナークラークから5m以上離れていなければならないことに留意する。必要であれば、主審・第2審判はコーナーキックを行う前にこの距離内にいる競技者を注意し、その後も正しい距離まで下がらない場合は警告しなければならない。

競技者がコーナーキックを正しく行い、また不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に当ててはね返ったボールを自分のものとした場合、主審・第2審判はプレーを続けさせなければならない。

ボールはコーナークラーク内に置かれなければならない、キックされたときにインプレーとなるので、ボールをインプレーにするためにコーナークラークの外に出す必要はない。

プレーの動きの一部として、ゴールキーパーが自分のゴールの外に出てしまった、あるいはゴールキーパー、または他の競技者がピッチの外に出てしまった場合、相手チームはすばやくコーナーキックを行うことができる。



延長戦

進め方

- 延長戦の前、後半は試合の一部ではない。
- 競技者、または交代要員は、延長戦の前、後半の間に警告される、または退場を命じられることがある。
- 延長戦の間の累積ファウルは、試合後半の累積ファウルに加算される。
- 延長戦の間、チームは試合後半のためのタイムアウトをとっていないとしても、タイムアウトを取ることはできない。

ペナルティーマークからのキック

進め方

- ペナルティーマークからのキックは、試合の一部ではない。
- ペナルティーマークからのキックのために使用しているペナルティーエリアは、ゴール、またはピッチの表面が使用できなくなった、または安全面での理由がある場合に限り変えることができる。
- キックを行う資格のあるすべての競技者がペナルティーマークからのキックを終えたのち、次のキックのラウンドは最初のものと同じ順番で行わなければならないということはない。
- それぞれのチームは競技者および交代要員からペナルティーマークからのキックを行う者を選出するとともにキックを行う順番を決め、キックを行う前に第3審判に知らせなければならない。
- ゴールキーパーを除き、ペナルティーマークからのキックが開始された後は競技者が負傷しても、キックをける資格のない競技者と交代することはできない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているとときにゴールキーパーが退場を命じられた場合、キックをける資格のある競技者がこれに代わることができるが、ペナルティーマークからのキックを行う者から除外されたゴールキーパーはこれに代わることができない。
- ペナルティーマークからのキックを行っていると、競技者、または交代要員は警告、または退場を命じられることがある。
- 主審・第2審判は、ペナルティーマークからのキックを行っていると一方のチームの競技者が3人未満になった場合でも、ペナルティーマークからの一連のキックを中止してはならない。

- ペナルティーマークからのキックを行っているときに競技者が負傷し、または退場を命じられて一方のチームが1人少なくなった場合でも、主審・第2審判はもう一方のチームのキックを行う競技者数を減らしてはならない。
- 両チームの競技者数を同じとすることが求められているのはペナルティーマークからのキックを始めるときだけである。
- ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たってからゴールポストとクロスバーの間のゴールラインを越えた場合、主審・第2審判は得点を認める。
- ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂した、または欠陥が生じたのちにゴールに入った場合、主審・第2審判は得点を認める。
- ボールがゴールポスト、またはクロスバーに当たって破裂した、または欠陥が生じたのちに、ゴールに入らなかった場合、主審・第2審判はペナルティーキックを再び行うよう命じず、ペナルティーキックは行われたものとみなされる。
- 競技会規定が、ペナルティーマークからのキックによって試合、またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定すると定めており、チームがそれを拒否した場合、主審・第2審判はその事実について関係機関に報告する。
- ペナルティーキックが開始される前に1人以上の資格のある競技者がピッチから離れる、またはペナルティーキックが開始された後に負傷していないにもかかわらず、ペナルティーキックを行うことを拒否した場合、主審・第2審判はペナルティーマークからのキックを中止し、その事実について関係機関に報告する。
- ペナルティーキックを行う間、主審・第2審判は、カメラやその他メディアがピッチ内に入ることを認めない。

以上